

平成25年度  
児童相談所業務概要  
(平成24年度実績)

鳥取県福祉相談センター  
(鳥取県中央児童相談所)  
鳥取県倉吉児童相談所  
鳥取県米子児童相談所

## 児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

昭和 26 年 5 月 5 日宣言

## 児童の権利に関する条約（主な内容）

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人権、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

平成 6 年 5 月 22 日発効

## はじめに

市町村を児童家庭児童相談の『第一義的な窓口』とする平成16年児童福祉法改正からまもなく10年目を迎えようとしています。この法改正では『要保護児童対策地域協議会（以下『要対協』という。）』の設置についても明文化されました。

県内では平成19年度末までにすべての市町村に『要対協』が設置され、子どもを取り巻くいろいろな関係機関との情報共有と役割の分担等を定めるなど着実に歩んでおられます。各市町村調整機関の皆様をはじめ、『要対協』に関わる様々な方々に改めてお礼を申し上げます。

今や、児童相談所の業務は市町村『要対協』の活動を抜きには語れないほど表裏一体の関係になっています。

10年を節目と考えるなら、早いところでは2年後にその節目を迎える市町村があります。あらためて『要対協』のあり方を考える良い機会と捉えて、「自分たちの町の子もたちのしあわせ」を願う関係者とのシステム、あるいはその中身について検討を始める時期であると考えています。

県内の児童虐待対応について、平成24年度の対応件数は8年ぶりに100件を超えました。平成23年度から増加傾向に転じていましたが、昨年度は大きな数字となったといえます。併せて通告件数が322件と、ほぼ毎日県内のどこかで通告があったような数字になりました。この中には『要対協』で対応していた事例も数多くあります。「早期発見」「早期対応」の仕組みは整えられてきたのではないかと考えています。この仕組みは非常に大切な事であり、今後も維持・継続していく必要があります。

一方で児童虐待の「未然防止」「予防」は子どもたちにとって、またその親にとって欠かせないことです。また、一時的に親子分離を行った事例については、親子の再統合に向けたプログラムの実施と地域でのあたたかな受け入れが必要だと考えます。

『要対協』にかける期待は非常に大きなものがありますし、児童相談所が担うべき課題も自ずと見えて来ています。

将来に向けて「子どもの権利」・「子どもの最善の利益」を守るために児童虐待対応やその他の児童家庭相談の対応システムを改めて見つめ直す時期が来ていると言っても過言ではないでしょう。

県内にある3カ所の児童相談所の平成24年度の業務概要をとりまとめました。ここに掲載しているデータはすべて地域の関係機関・団体の皆さまの御協力と連携による実績であると認識しております。御高覧の上、御意見等をいただき、更に市町村『要対協』を軸とした連携を充実させる一助となりますようお願い申し上げます。

平成25年8月

鳥取県福祉相談センター所長  
(鳥取県中央児童相談所)

門脇 保身

鳥取県倉吉児童相談所所長

星見 元史

鳥取県米子児童相談所所長

山下 賢

# 目次

## はじめに

I	児童相談所の概要	
1	児童相談所の業務	1
2	児童相談の流れ	2
3	相談の種類及び内容一覧表	3
4	援助の種類とその内容	4
5	鳥取県内児童相談所及び管内状況	5
6	組織と業務	6
II	相談業務の状況	
1	相談状況	9
(1)	相談受付件数	9
(2)	相談の種別	10
(3)	相談の経路	10
(4)	指導・措置の状況	11
2	各種相談の状況	12
(1)	養護相談	12
	養護相談のうち児童虐待相談の状況	13
(2)	保健相談	14
(3)	障がい相談	15
(4)	非行相談	16
(5)	育成相談	17
III	判定業務の状況	
1	心理診断状況	18
2	心理療法状況	19
3	心理療法相談種別	19
4	療育手帳・特別児童扶養手当にかかる判定、診断、証明	19
IV	一時保護業務の状況	
1	一時保護児童の人員	20
2	一時保護児童相談種別	21
3	年齢別受付件数	22
4	一時保護後の処遇	22
V	各種事業の状況	
1	巡回相談	23
2	乳幼児に対する精密健康診査	23
3	在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導	23
4	こども電話相談	23
5	児童虐待防止対策	24
6	その他の事業	27
7	里親	29
VI	統計資料	
1	経路別相談受付件数	30
2	相談処理件数	32
3	年齢区分別・相談受付件数	34
4	児童虐待相談状況	36
5	調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況	38
6	一時保護状況	39
7	児童福祉施設入退所状況	40
VII	その他資料	
1	県内児童福祉施設一覧	41
2	障がい児（者）のための各種制度案内	42

# I 児童相談所の概要

## 1 児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第12条の規定に基づき、子どもの福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。18歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、子どもが心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。主として次のような業務を行っています。

### 相 談

子どもに関する様々な問題について、家庭・学校・市町村等からの相談に応じています。

### 調査・診断・判定

子ども及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行っています。

### 一 時 保 護

家庭での養育が困難な場合、虐待等により緊急に子どもの保護が必要な場合、適切な処遇指針を決定するため行動観察を行う必要がある場合、短期間のカウンセリング、生活指導等が必要な場合に、子どもの一時保護を行います。

また、状況によっては児童福祉施設等に一時保護を委託しています。

### 援 助 決 定

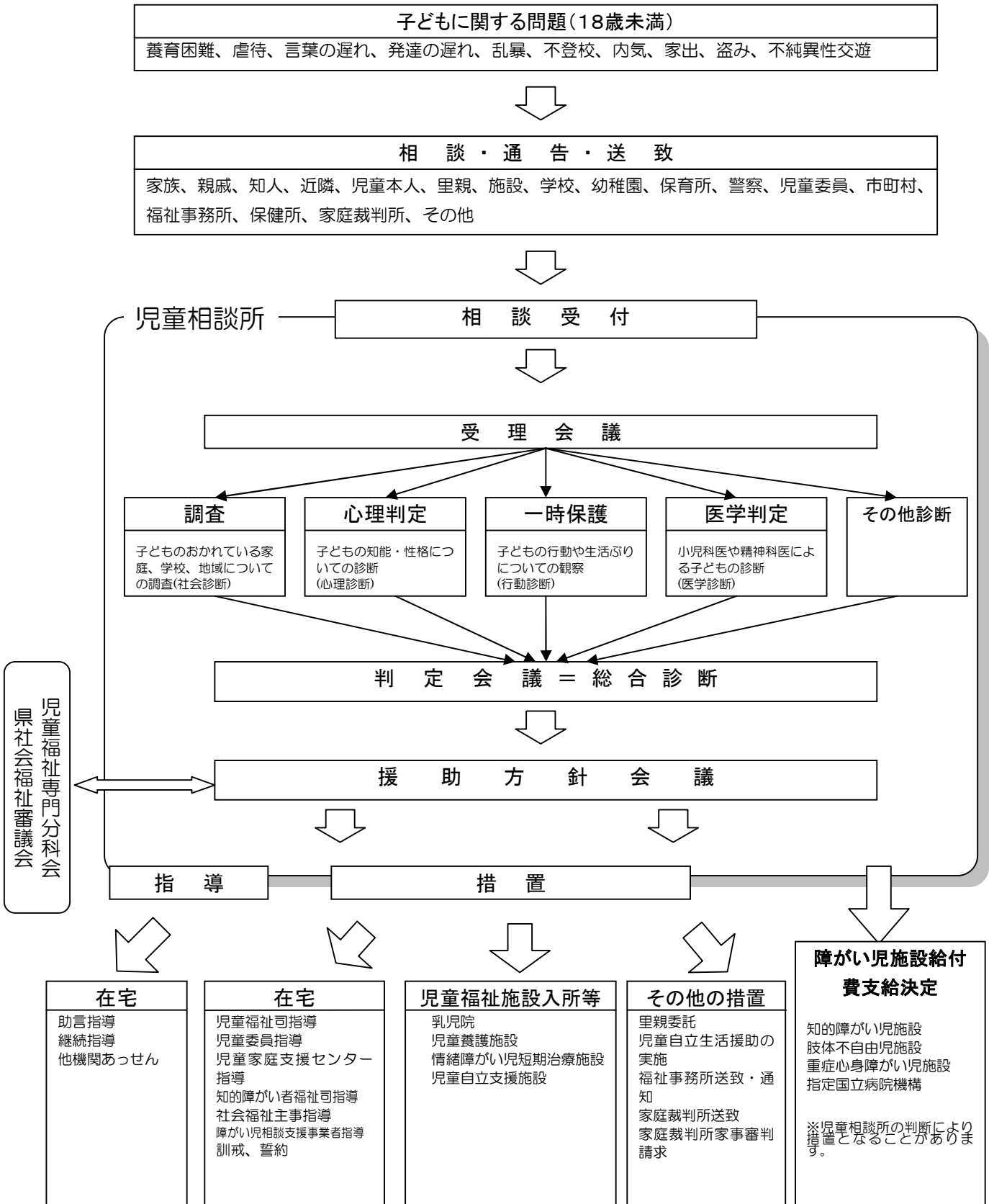
受けた相談について、調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助方針を決めます。その際、子どもの気持ち、保護者等の意見や社会資源等の条件を考慮して支援をしていきます。

支援の内容としては、在宅指導（継続指導・児童福祉司指導等）や場合によっては児童福祉施設・里親への措置もあります。

### 市 町 村 支 援

子どもの福祉に関する市町村の業務に対して、必要な援助を行っています。

## 2 児童相談の流れ



- 受理会議**・・・子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。
- 判定会議**・・・社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助指針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。
- 援助方針会議**・・・判定会議の結果に基づき、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助指針を子ども、保護者の意向を尊重し、決定します。

### 3 相談の種類及び内容一覧表

大分類	相談種別	内容
養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥・多動性障がい等を有する児童等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等の場合にはそれぞれのところに分類する）
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	自閉症相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等はそれぞれのところに分類する）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

#### 4 援助の種類とその内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認及び情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導及び訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童及び保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にある、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合についての指導を委託
		児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童及び保護者等に同意を得た上で行う指導を委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい児相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）
	児 童 福 祉 施 設 入 所		家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
	そ の 他 の 措 置	里 親 委 託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる要保護児童を登録された里親へ養育を委託
		児 童 自 立 生 活 援 助 の 実 施	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業
		福 祉 事 務 所 送 致 等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う
家 庭 裁 判 所 送 致		児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う	
家 庭 裁 判 所 家 事 審 判 請 求		児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う	
障がい児施設給付費支給決定		障がい児施設等の利用の決定を行う。	



## 5 鳥取県内児童相談所及び管内状況

鳥取県には、東部、中部、西部の3地域に児童相談所が設置されています。



(平成25年4月1日現在)

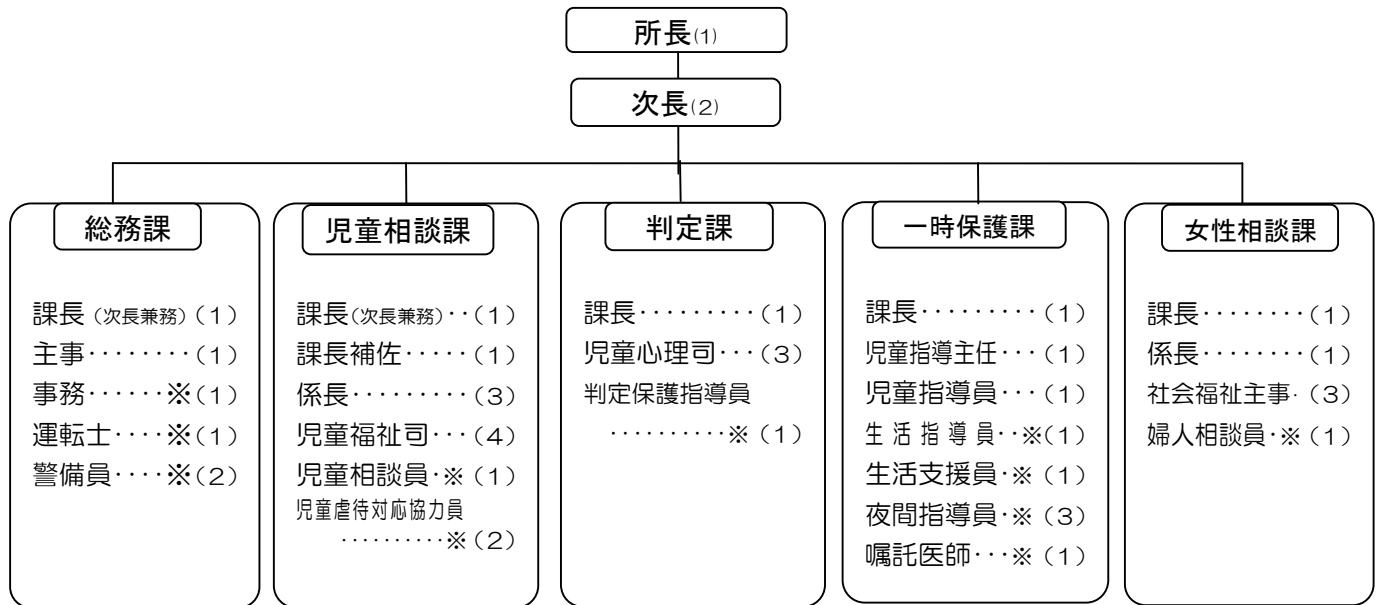
	米子児童相談所	倉吉児童相談所	福祉相談センター (中央児童相談所)
児童相談所			
所在地	〒683-0052 米子市博労町4-50 	〒682-0881 倉吉市宮川町2-36 	〒680-0901 鳥取市江津318-1 
連絡先	電話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 メール yonagojidosodan@pref.tottori.jp ホムホム <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39045">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39045</a>	電話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 メール kurayoshijosodan@pref.tottori.jp ホムホム <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39044">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39044</a>	電話 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025 メール fukushisodan@pref.tottori.jp ホムホム <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903</a>
管轄地域	鳥取県西部 (米子市、境港市、西伯郡、日野郡)	鳥取県中部 (倉吉市、東伯郡)	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)
	面積：1,207.9k㎡ 人口：238,411人 世帯数：89,806世帯 児童数：38,158人	面積：780.6k㎡ 人口：106,818人 世帯数：36,847世帯 児童数：16,992人	面積：1,518.7k㎡ 人口：236,641人 世帯数：86,988世帯 児童数：38,073人
鳥取県全域 面積：3,507.2K㎡ 人口：581,870人 世帯数：213,641世帯 児童数：93,223人			

人口、世帯数、児童数については、平成24年10月1日現在の集計(資料：県統計課)

## 6 組織と業務

福祉相談センター（中央児童相談所）（平成25年4月1日現在）

### 【組織】



( )内は人数 ※は非常勤職員

### 【各課の業務】

#### 総務課

- ・人事、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

#### 児童相談課

- ・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

#### 判定課

- ・児童・保護者等に対する心理診断、児童・保護者等に対する心理治療、保護者への助言指導

#### 一時保護課

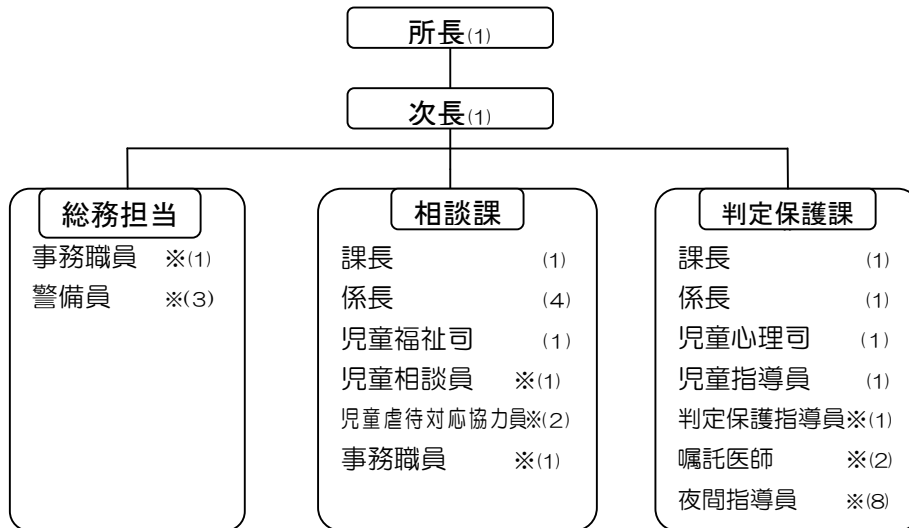
- ・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

#### 女性相談課

- ・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

倉吉児童相談所（平成 25 年 4 月 1 日現在）

【組織】



【各課の業務】

総務担当

- ・ 予算、決算、出納、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

相談課

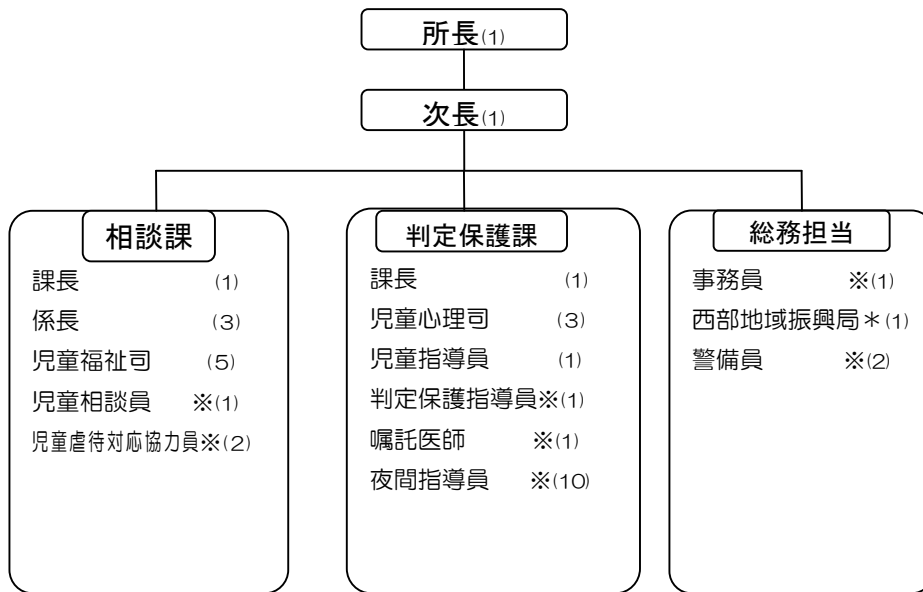
- ・ 相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判定保護課

- ・ 児童・保護者等に対する心理診断、児童・保護者等に対する心理治療、保護者への助言指導
- ・ 児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

米子児童相談所（H25. 4. 1 現在）

【組織】



※ 非常勤職員  
\* 兼務職員

【各課の業務】

総務担当

・庶務一般、会計一般、庁舎警備、夜間及び休日の緊急電話取り次ぎ

相談課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導、措置費負担金事務、電話相談

判定保護課

・児童・保護者等に対する心理診断、児童・保護者等に対する心理治療、保護者への助言指導  
・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

○人事、予算、庁舎管理、文書管理等については、管理部門担当

## Ⅱ 相談業務の状況

### 相談受付・調査

子どもに関する問題について、子ども、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、子ども・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、子どもの家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

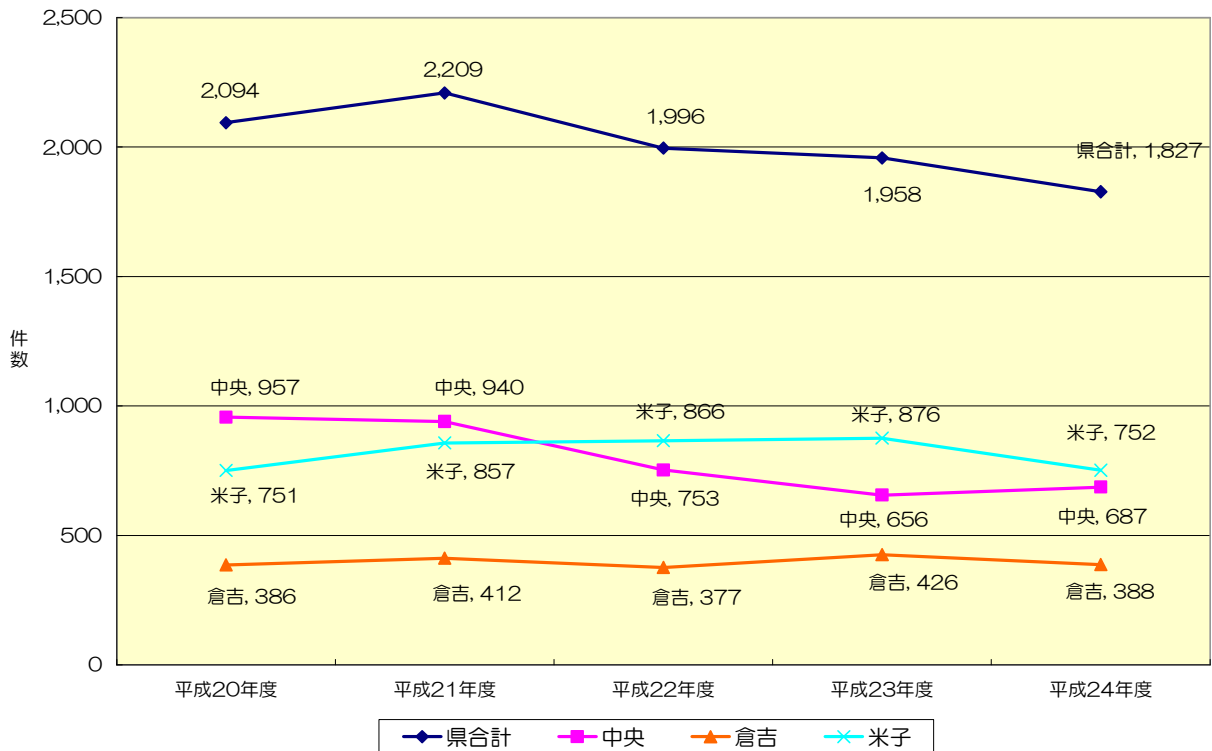
### 指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、子どもにかかわる問題の解決に最も効果的と考えられる援助指針を決定します。これにより、子ども及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、子どもの児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

## 1 相談状況

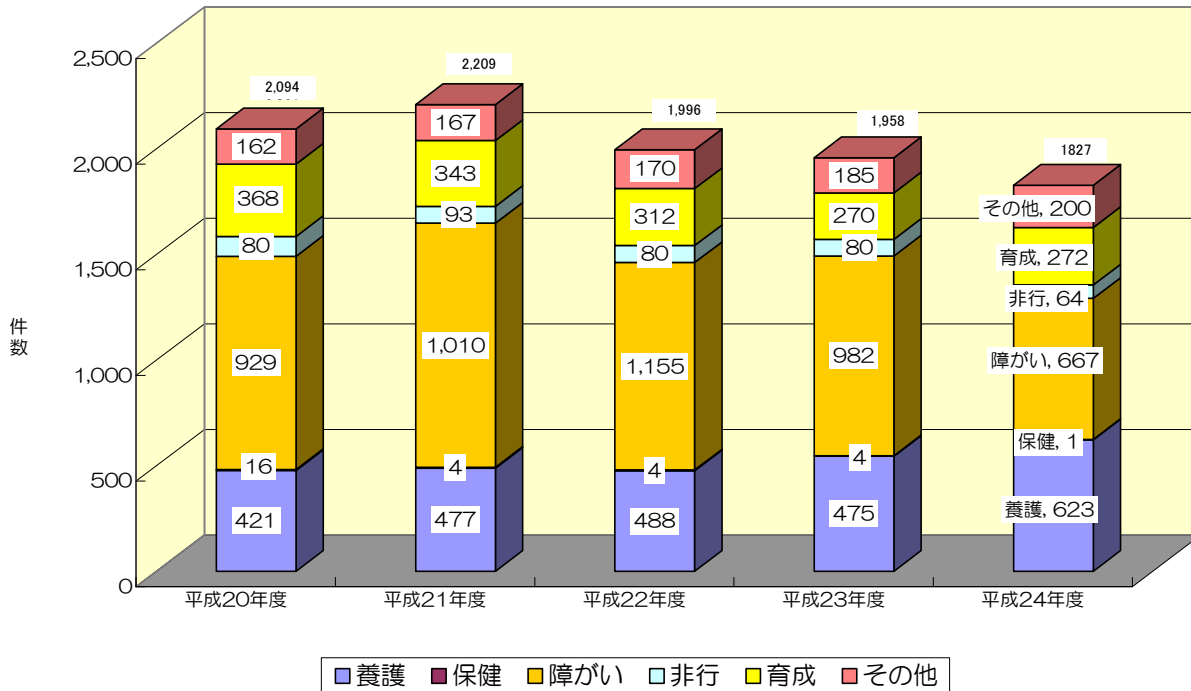
### (1) 相談受付件数

平成24年度の鳥取県内の児童相談所における相談受付件数は**1,827**件でした。最近5年間の相談受付件数の推移は下図のとおりです。



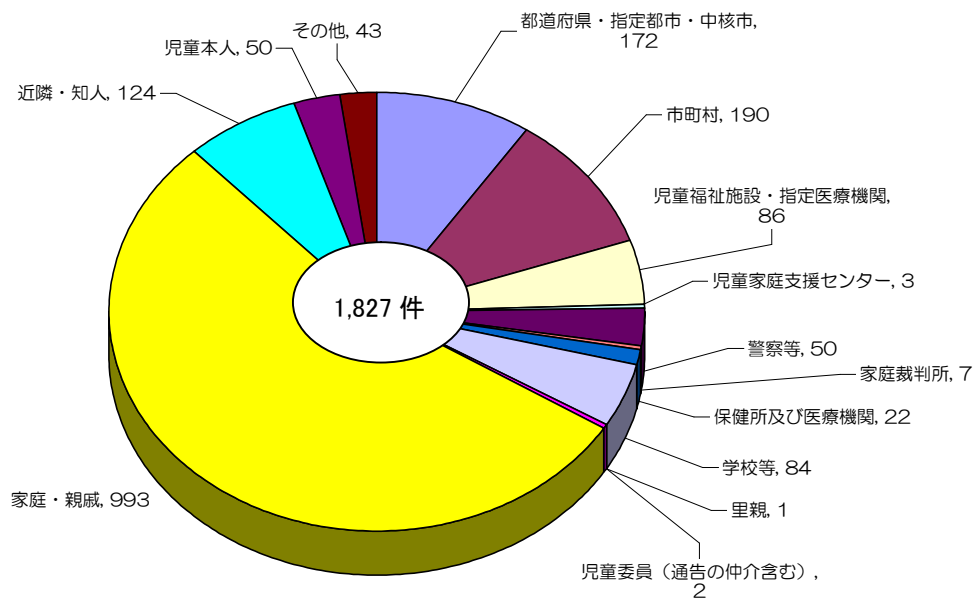
## (2) 相談の種別

相談種別は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、育成相談の順となっています。



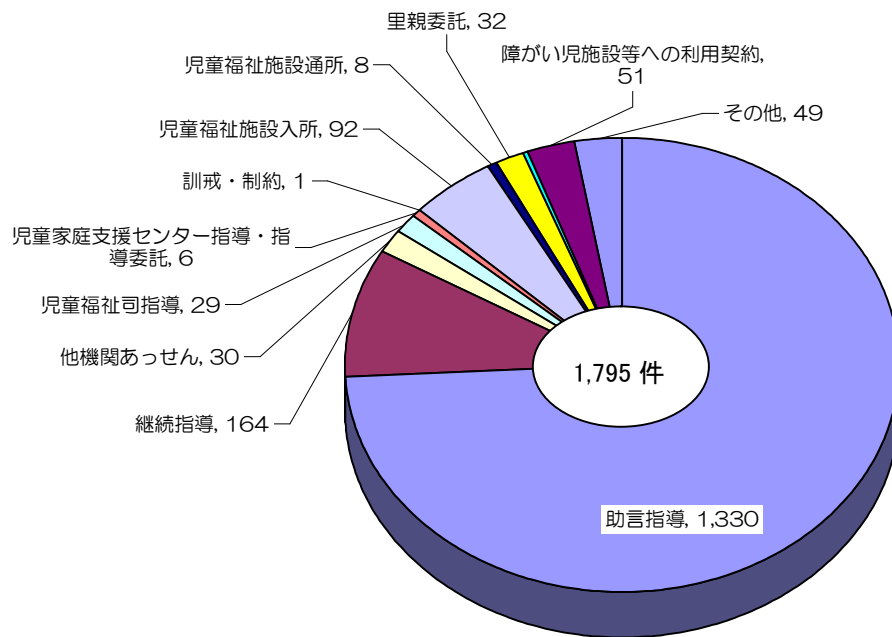
## (3) 相談の経路

相談経路は、家族・親戚からの相談が最も多く、993件でした。



#### (4) 指導・措置の状況

助言指導が1,330件で最も多く、次いで継続指導164件、児童福祉施設入所92件の順となっています。



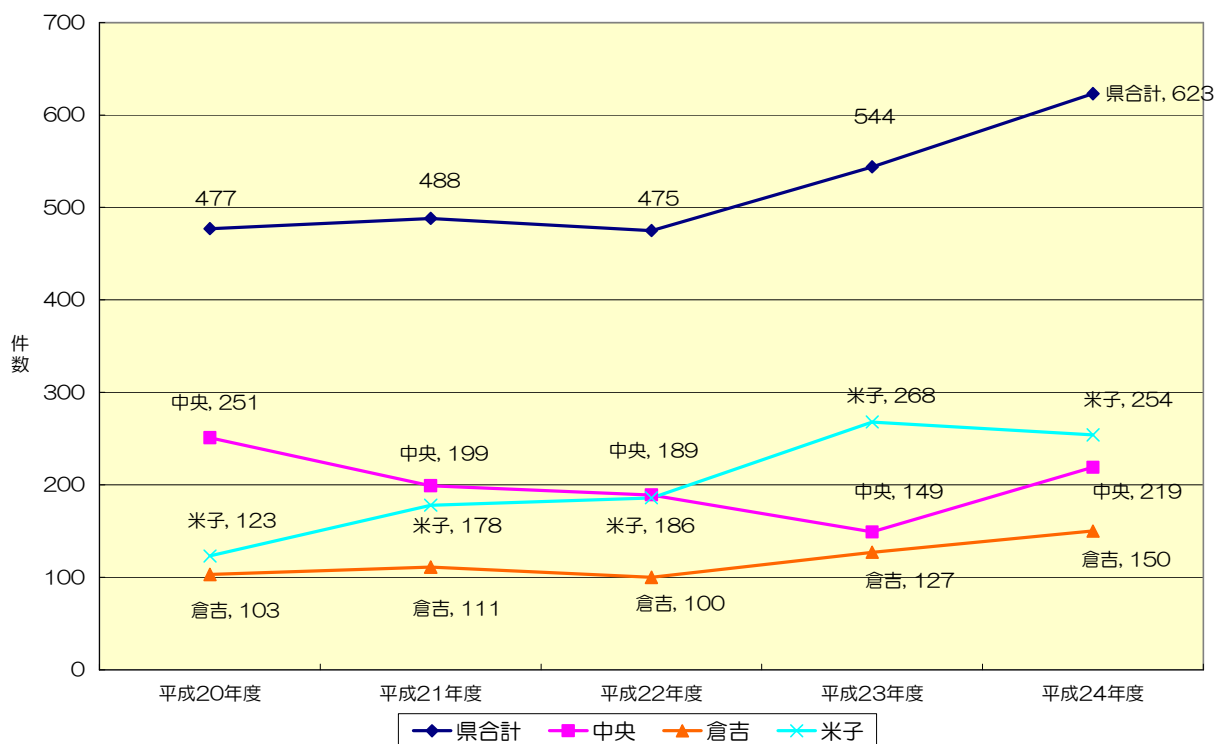
助言指導	継続指導	他機関あっせん
児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託
訓戒・制約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所
指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致
障がい児施設等への利用契約	その他	

## 2 各種相談の状況

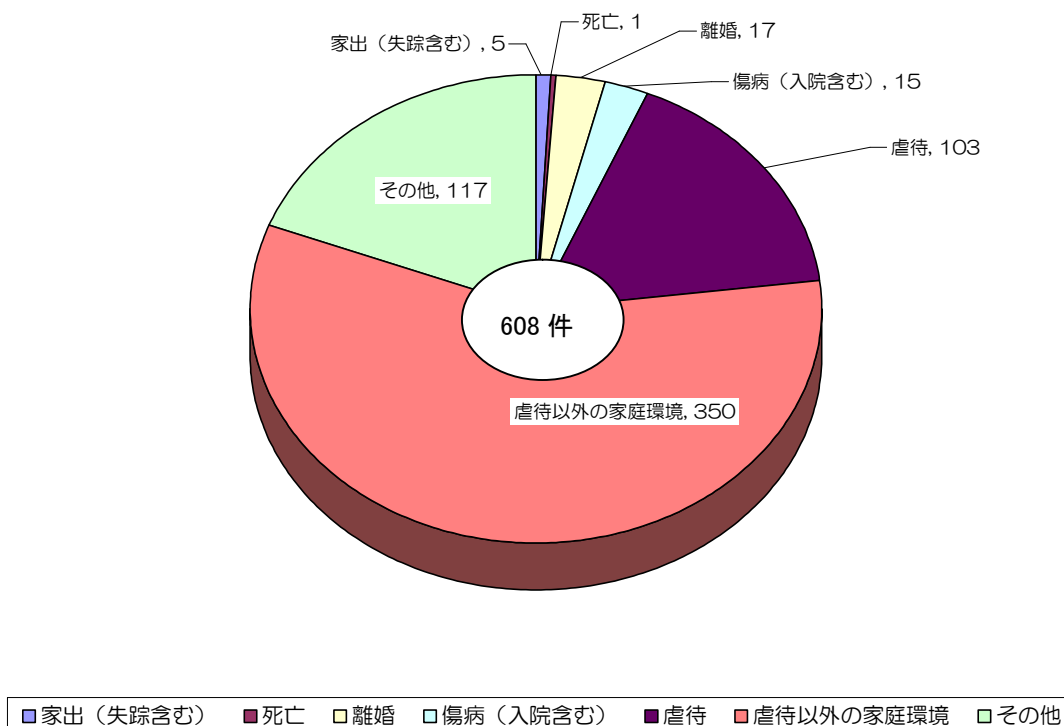
### (1) 養護相談

平成24年度の養護相談受付件数は623件で、前年度から79件増加しました。平成24年度中に処理をした養護相談の内容は、虐待以外の家庭環境による相談が350件で最も多く、次いでその他が117件となっています。

養護相談推移(受付件数)



養護相談種別(処理件数)



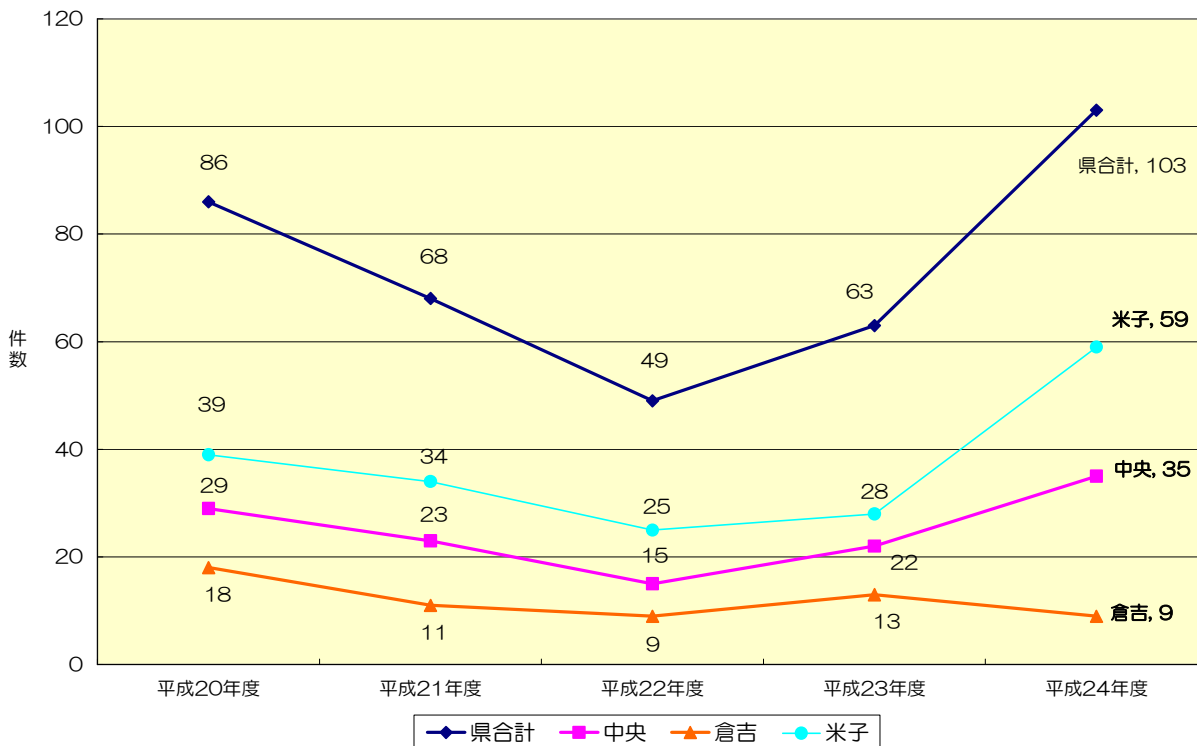


## 養護相談のうち児童虐待相談の状況

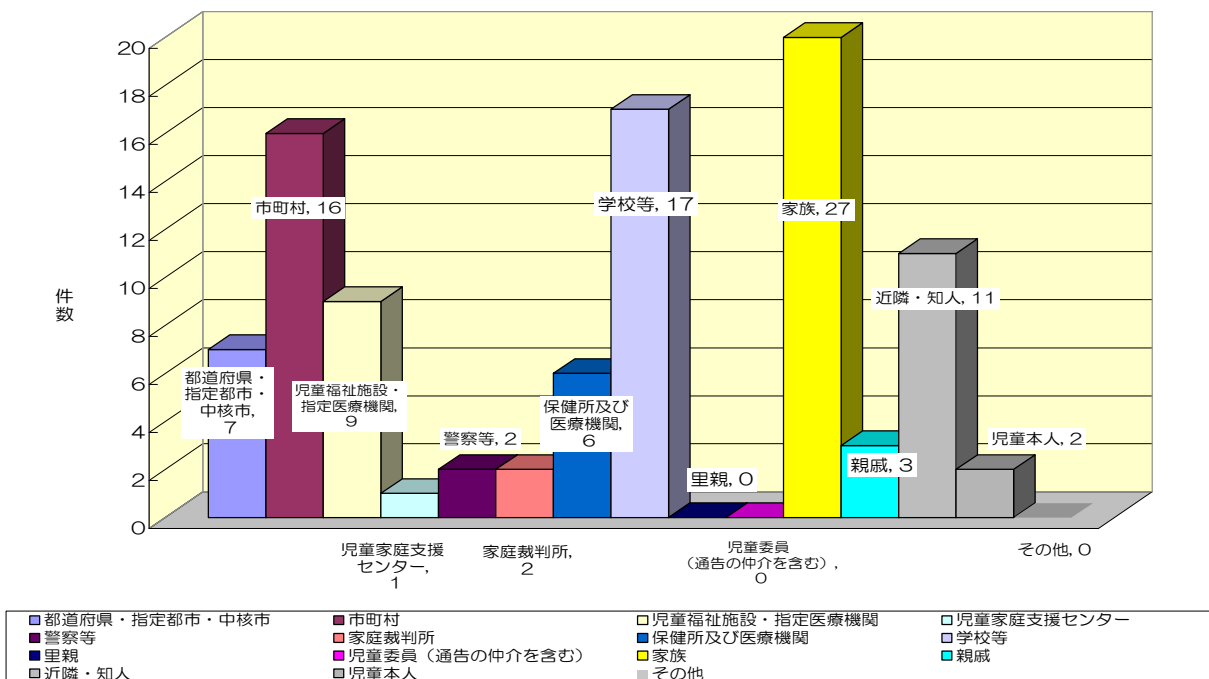
平成24年度の相談件数は、前年度から40件増加し、103件でした。主な虐待内容は身体的虐待がもっとも多く、次いで保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっています。被虐待児の約69%は小学生以下の子どもで、虐待者は実母が最も多くなっています。

相談に対する処理は、面接指導が約52%、施設入所が全体の約23%、となっています。

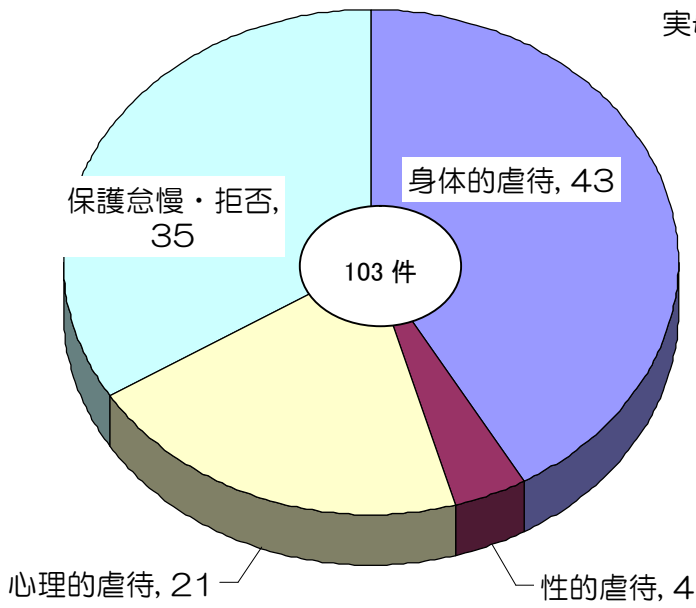
### ①虐待相談推移(処理件数)



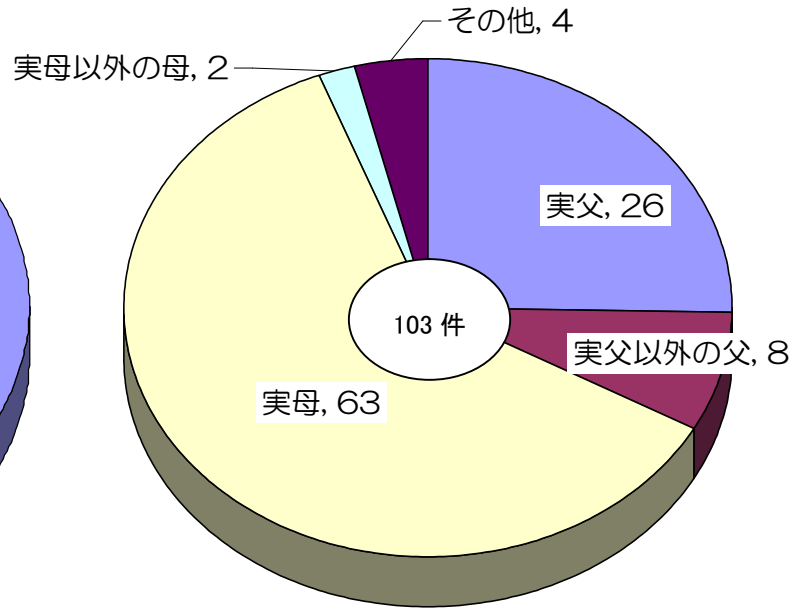
### ②経路別相談件数



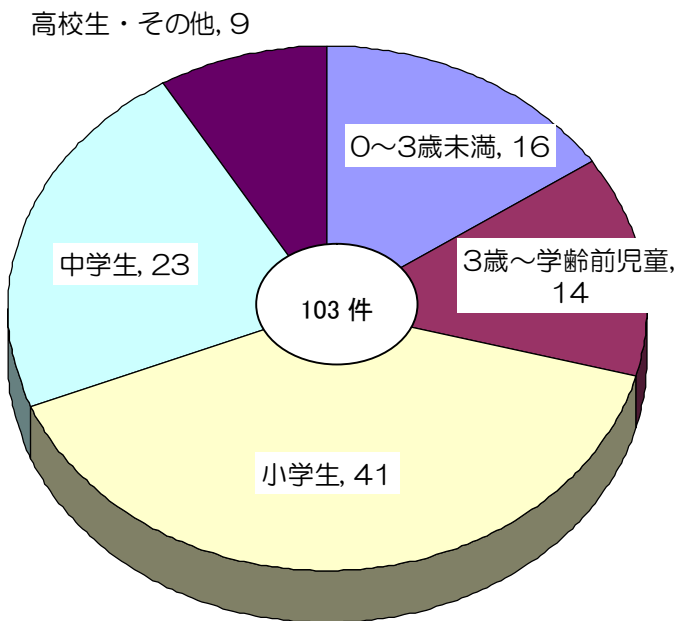
③虐待の種別



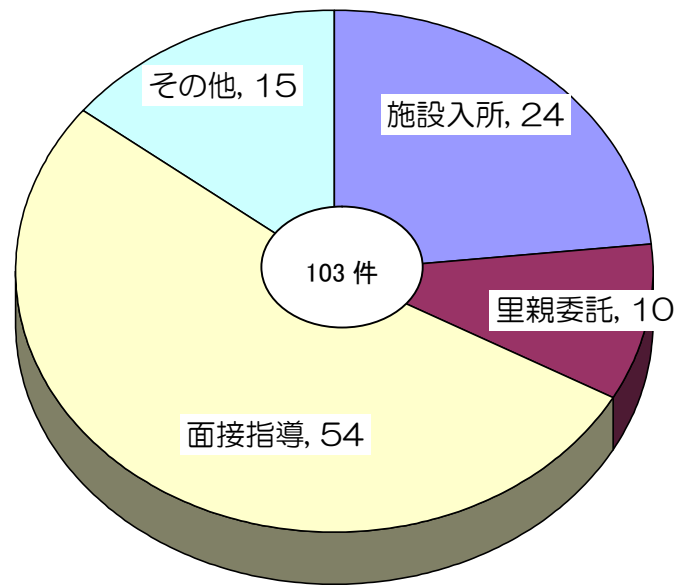
④主たる虐待者



⑤被虐待児の年齢



⑥虐待相談処理



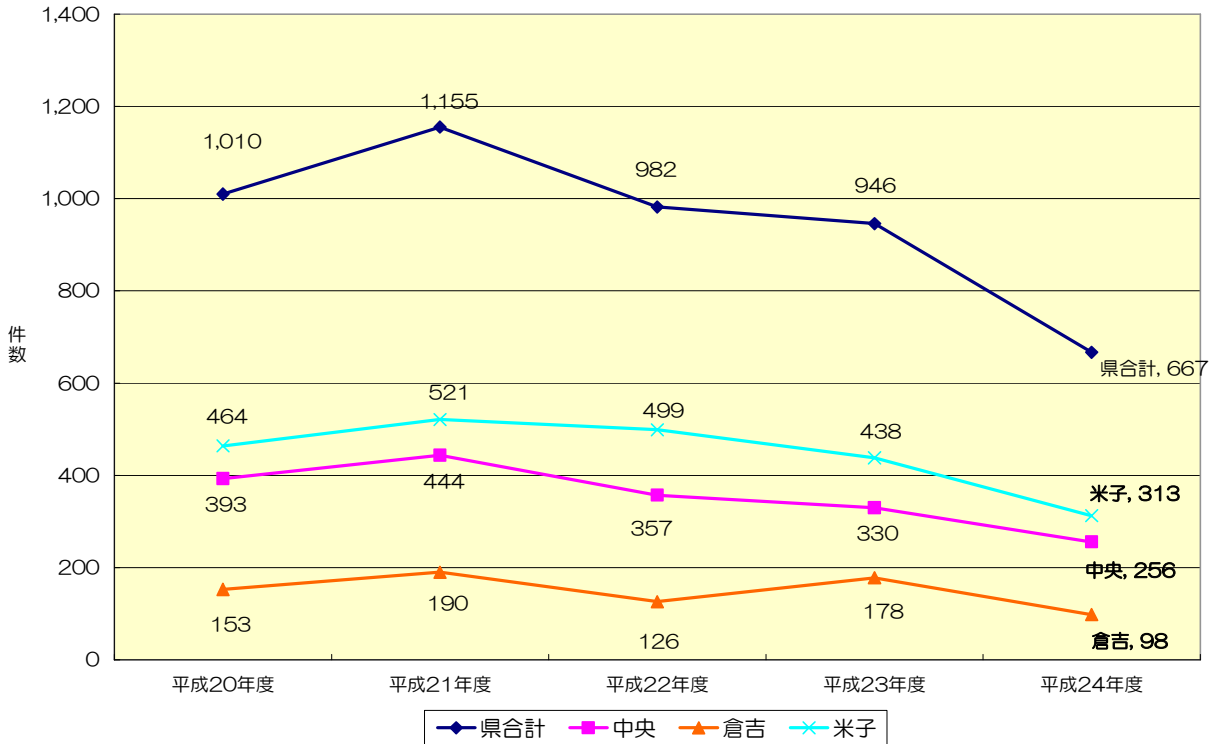
(2)保健相談

保健相談は身体的に弱かったり、様々な疾患で養育指導上特別の配慮等が必要な子どもについての相談です。平成24年度の相談件数は1件でした。

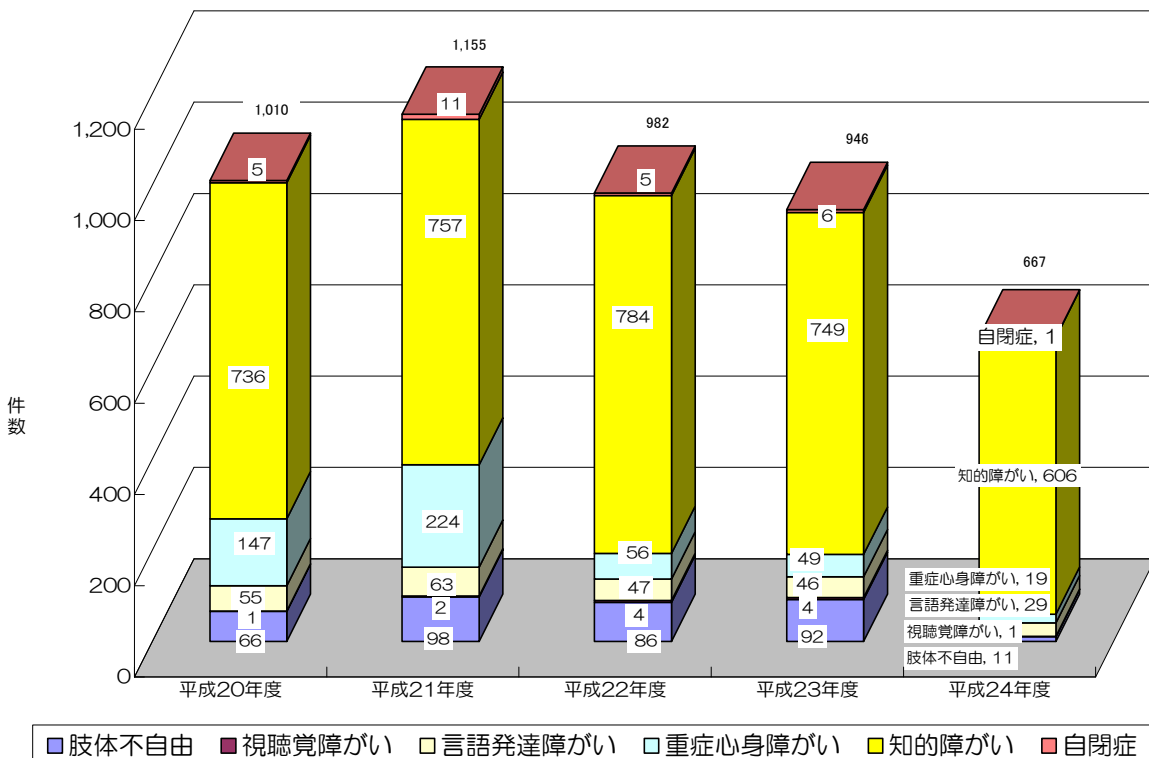
### (3) 障がい相談

障がい相談は相談種別の中で最も多い相談です。障がい相談の内容別では、知的障がい相談が最も多く全体の約91%、次いで言語発達障がい相談となっています。

#### 障がい相談推移



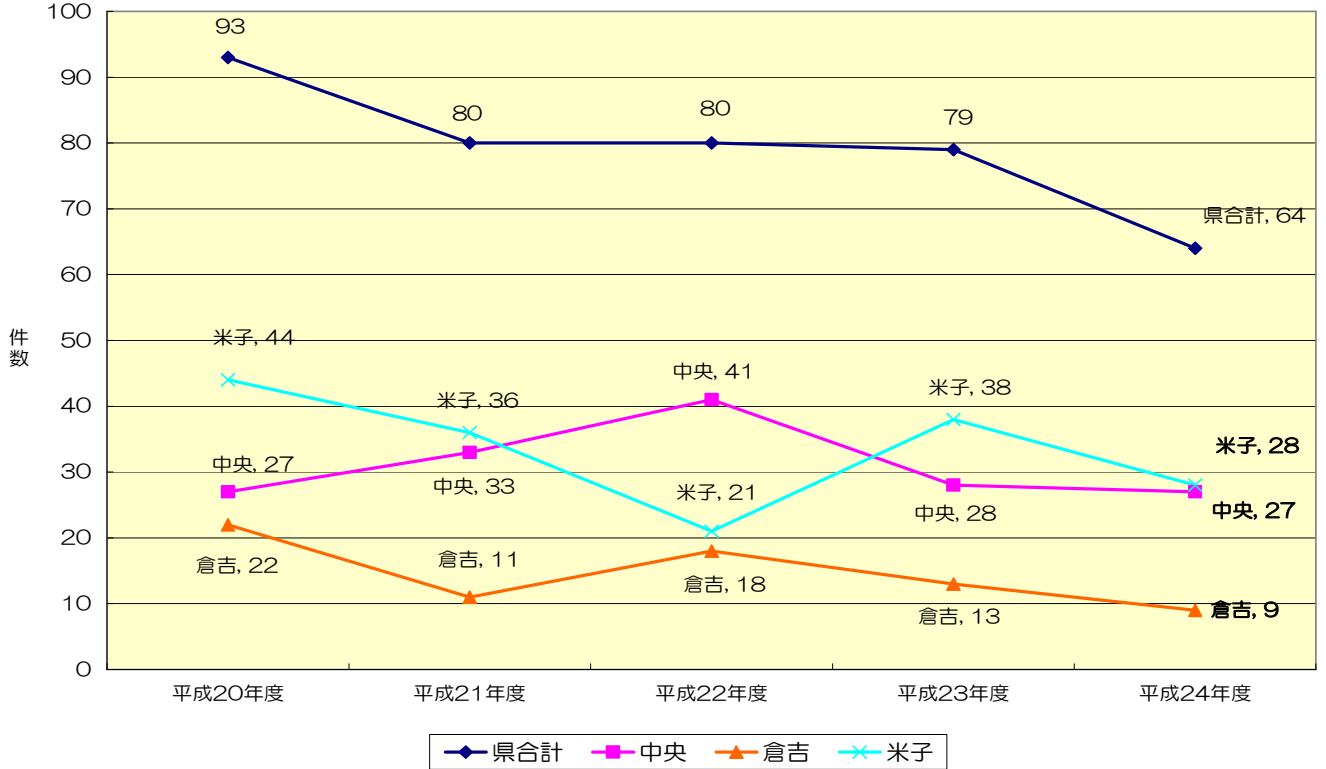
#### 障がい相談種別



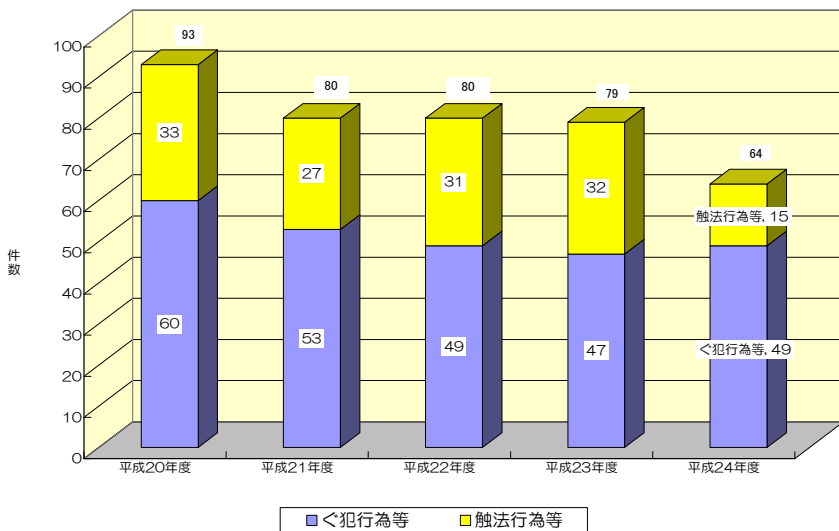
#### (4) 非行相談

非行相談には、家出、乱暴、不純異性交遊などのぐ犯行為等相談と、窃盗、暴行傷害等により警察や家庭裁判所から通告・送致を受けた子どもについての触法行為等相談があります。非行相談のうち、平成24年度の相談件数は、ぐ犯行為等相談が約77%、触法行為等相談が約23%となっています。

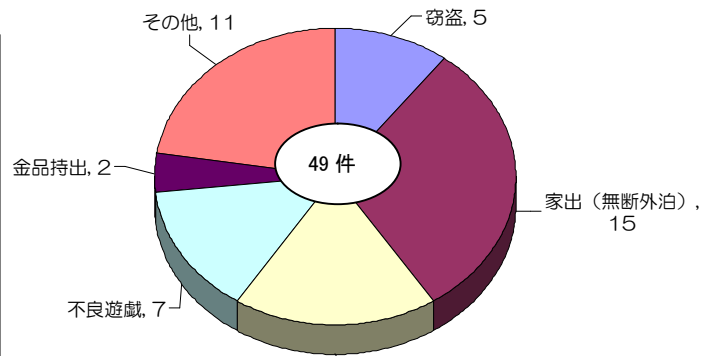
#### 非行相談推移



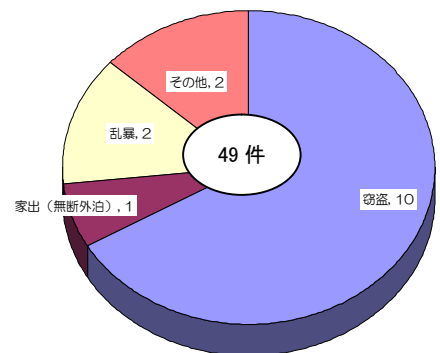
#### 非行相談種別



#### ぐ犯行為等相談内容



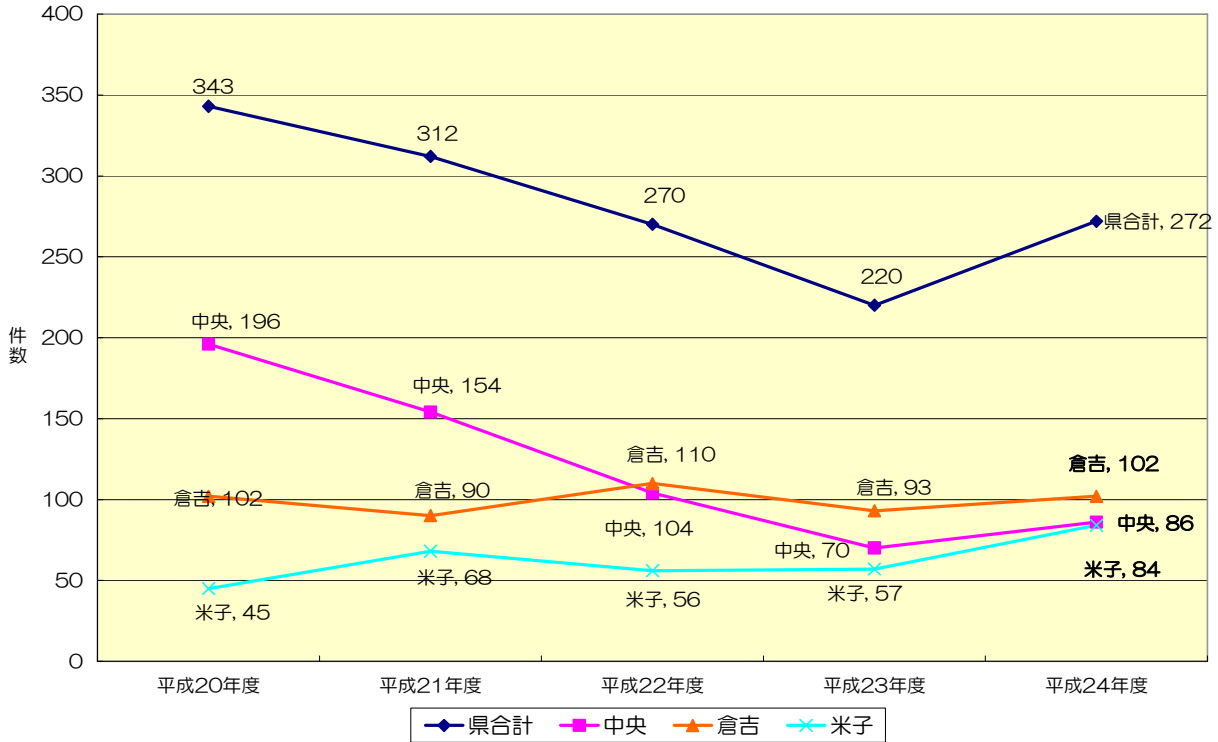
#### 触法行為等相談内容



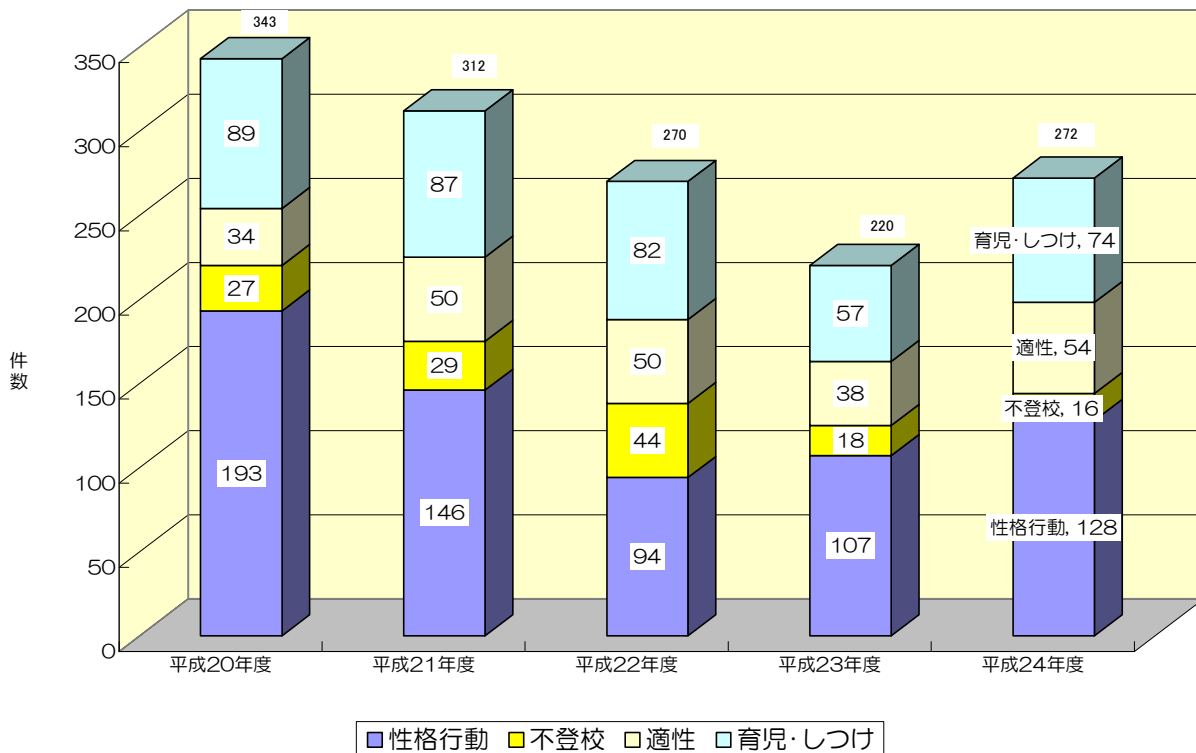
## (5) 育成相談

育成相談の種類別では、落ち着きがない、内気等子どもについての性格行動相談が最も多く全体の約47%を占め、次いで、育児・しつけ相談が約27%となっています。

### 育成相談推移



### 育成相談種別



### Ⅲ 判定業務の状況

#### 判定業務

判定業務には主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた子どもや保護者等の心理検査や面接を行っています。そのほか、療育手帳にかかる判定や知的障がいにかかる特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

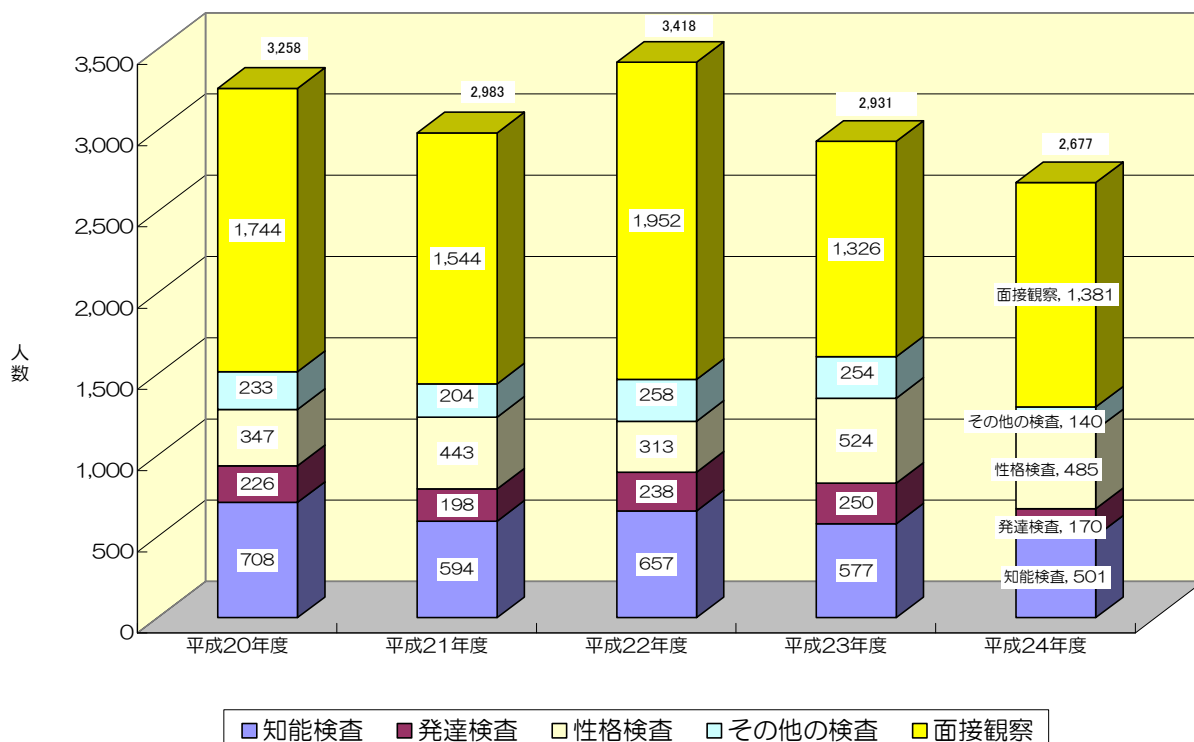
#### 心理診断

相談のあった子どもや保護者等について、知能検査、発達検査・面接など心理判定（診断）を行い、子ども等の心理的な状況を把握し、援助方針決定の際の判断材料とします。

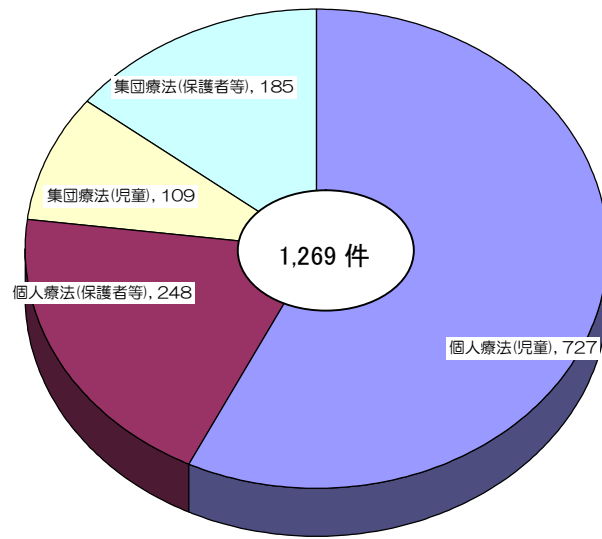
#### 心理療法

心理的なケアが必要な子どもや保護者等に対して、遊戯療法やカウンセリングなど個人又は集団による心理療法を行います。

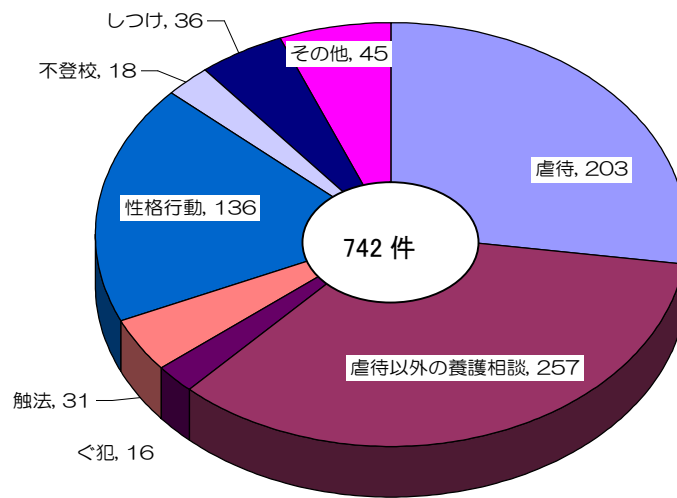
#### 1 心理診断状況



## 2 心理療法状況（延べ件数）



## 3 心理療法相談種別（実件数）



## 4 療育手帳・特別児童扶養手当にかかる判定、診断、証明

特別児童扶養手当	療育手帳		
	交付	再判定	計
144	133	218	351

## IV 一時保護業務の状況

### 一時保護業務

児童相談所では、家庭内での養育困難、家出、被虐待などの子どもを、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

- ・緊急保護…虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合
- ・行動観察…適切な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合
- ・短期入所指導…短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不相当と判断される場合

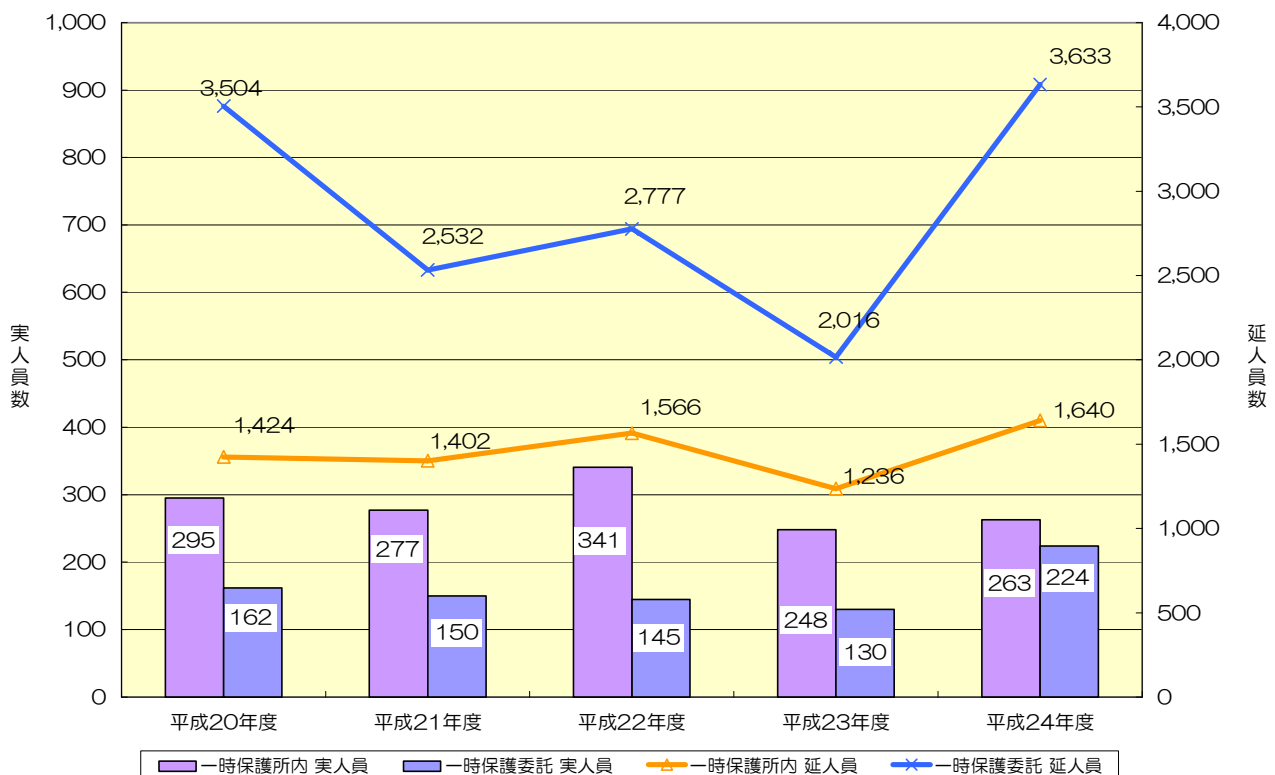
### 一時保護所

一時保護所は、児童相談所に併設されており、保護を必要とする子どもを一時的に保護する施設です。

一時保護中の子どもは、規則正しい生活をして、学習・スポーツ・制作活動・簡単な作業・レクリエーションなどを行います。その間に、子どもの日常生活における身辺整理、対人関係、学習態度、遊び、興味関心、社会性などの把握に努め、援助方針決定の際の判断材料の一つとし、子どもの生活がより良いものとなるよう考えていきます。

また、一時保護の間、子どもの心理的状況を把握するため、必要に応じ判定部門による心理判定も行われます。

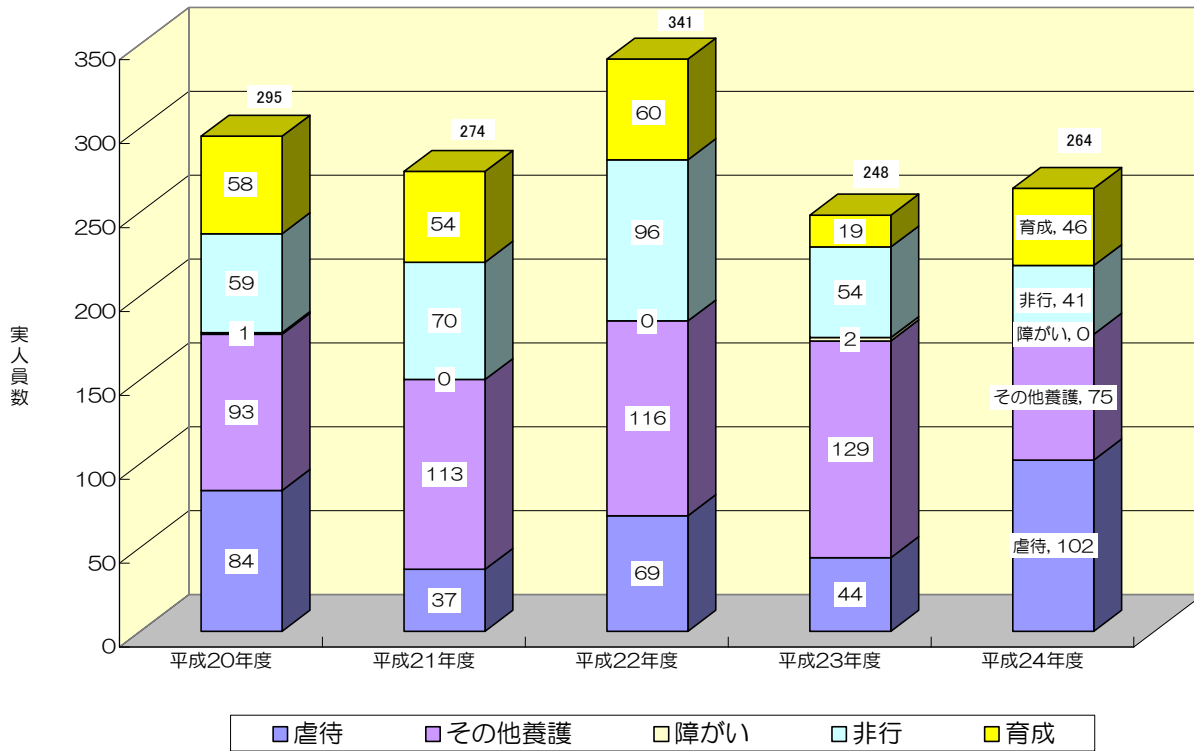
#### 1 一時保護児童の人員



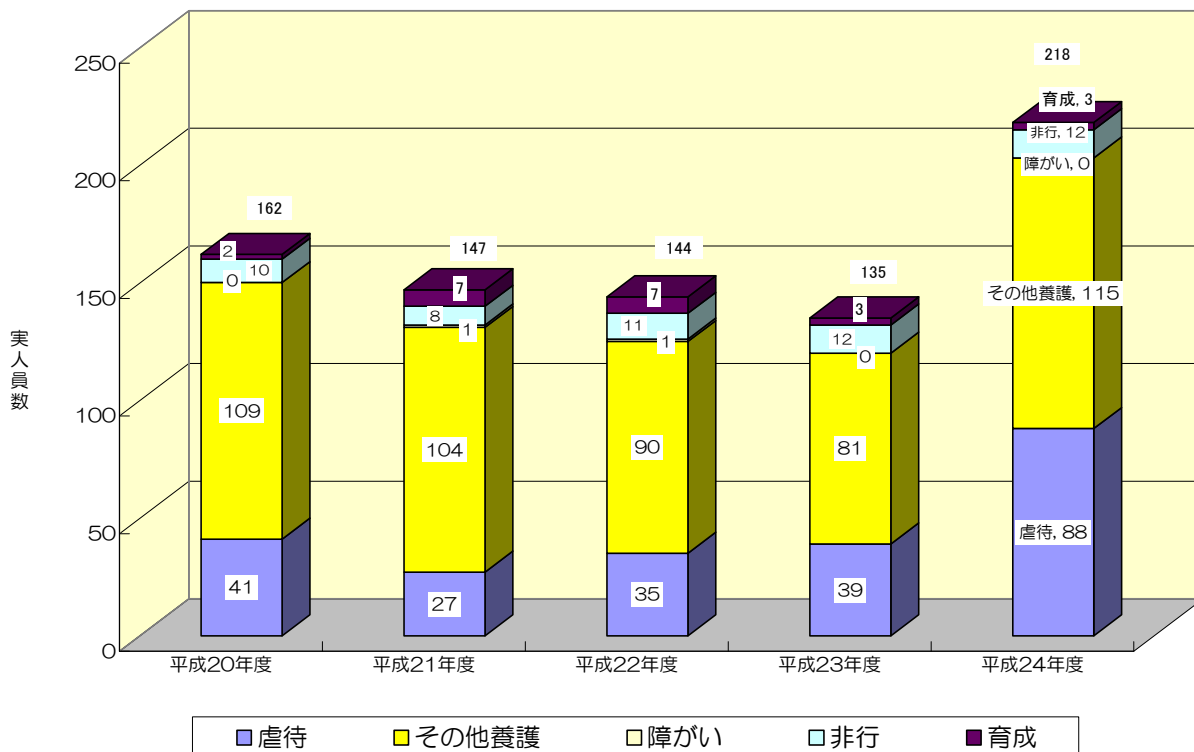


## 2 一時保護児童相談種別

### (1) 一時保護所内



### (2) 児童養護施設等委託



### 3 年齢別受付件数

#### (1) 一時保護所内

(実人員)

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
養護	虐待	4	57	29	11	101
	その他	3	18	34	21	76
障がい		0	0	0	0	0
非行		0	2	31	8	41
育成		0	22	21	3	46
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		7	99	115	43	264

#### (2) 児童養護施設等委託

(実人員)

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
養護	虐待	38	38	12	3	91
	その他	67	33	8	10	118
障がい		0	0	0	0	0
非行		0	4	0	5	9
育成		0	0	2	0	2
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		105	75	22	18	220

### 4 一時保護後の処遇

#### (1) 一時保護所内

(実人員)

		児童福祉施設入所	里親	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計	延べ日数
養護	虐待	19	2	0	0	51	30	102	802
	その他	5	4	1	0	34	30	74	381
障がい		0	0	0	0	0	0	0	0
非行		4	1	0	1	31	4	41	223
育成		2	0	0	0	40	4	46	234
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		30	7	1	1	156	68	263	
延べ日数		347	50	2	6	691	544		1,640

#### (2) 児童養護施設等委託

(実人員)

		児童福祉施設入所	里親	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計	延べ日数
養護	虐待	31	3	0	0	32	22	88	1,536
	その他	42	3	1	0	59	16	121	1,928
障がい		0	0	0	0	0	0	0	0
非行		2	0	0	0	8	2	12	152
育成		1	0	0	0	2	0	3	17
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		76	6	1	0	101	40	224	
延べ日数		1,448	245	2	0	690	615		2,990

## V 各種事業の状況

### 1 巡回相談

#### (1) 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

#### (2) 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

#### 実施状況

	保育所 幼稚園		小学校		中学校		知的障がい		地区出 張相談		心 理 相談日		計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
計	0	0	0	0	0	0	12	12	32	89	0	0	44	101

### 2 乳幼児に対する精密健康診査

市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、精神発達等について精密健康診査が必要と判断された子どもを対象に、調査・診断を行います。

なお、精密健康診査の結果、引き続き指導することが必要と思われる場合は、関係機関と連携し、事後指導を実施しています。

#### 実施状況

3歳児精密		1.6歳児精密		計	
回数	人員	回数	人員	回数	人員
1	1	0	0	1	1

### 3 在宅重症心身障がい児(者)の訪問指導

在宅の重症心身障がい児(者)の家庭での療育指導を強化するために専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

### 4 こども電話相談

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

#### 相談種別

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	自閉症	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
中央	15								3		26	3		1	80	128
倉吉	45				2		1		2		9		1	5	15	80
米子	6						2		1		12	4	3		60	88
計	66	0	0	0	2	0	3	0	6	0	47	7	4	6	155	296

## 相談者別

区分	家族・親戚	本人	その他	計
中央	80	18	30	128
倉吉	32	5	43	80
米子	71	6	11	88
計	183	29	84	296

## 処理状況

区分	電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
中央	124	1	1	2	128
倉吉	80				80
米子	87			1	88
計	291	1	1	3	296

## 5 児童虐待防止対策

### (1) 児童虐待防止対策事業(福祉相談センター)

児童虐待が年々増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

#### ① 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

#### ② 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に地域協議会の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

#### ③ 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、それらを拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、適切な法的解決を図っています。

(相談件数 46件(全県))

#### ④ 出前相談(虐待等に関する講演等)

地域住民、民生委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

⑤ 児童虐待防止地域連携事業

児童相談所の関わりに保護者が拒否的な家庭の児童や児童相談所へ通所指導が困難な児童に対し、学校、市、地域関係者が協力しながら児童相談所のノウハウを活用しデイキャンプ等の野外活動を継続して行っています。活動を実施するなかで児童との関係を深め問題行動等の改善や保護者への養育指導等を行います。 実施内容：デイキャンプ等 (参加児童：参加者6名)

⑥ 児童福祉司任用資格認定研修の実施(全県)

地域の児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成し、児童相談及び支援体制の充実を図ることを目的に研修を行いました。対象は、市町村の保健師、保育士、児童養護施設等の職員であり、修了者に児童福祉司任用資格認定を行いました。(参加者49名 認定者19名)

■ 平成24年度児童福祉司任用資格認定及び基幹的職員研修日程

会場 1回～4回 倉吉交流プラザ 第1研修室

5月23日(水) 児童福祉司任用資格認定研修

	時 間	科 目 (内容)	講 師
1 回 目	10:00～10:10	開講式 オリエンテーション	
	10:10～12:00	【講義】 ・児童相談所の各課の業務と児童福祉司の仕事 ～児童福祉法改正のポイントについて～	米子児童相談所 所長 山下 賢
	13:00～14:30	【講義】 ・相談の種類とその対応	倉吉児童相談所 所長 星見 元史
	14:40～16:40	【講義・演習】 ・社会調査及びケース記録の作成	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進

6月13日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

2 回 目	9:30～10:40	【講義】 ・児童福祉法の現状	倉明園 園長 大塩 孝江
	10:50～12:00	【講義】 ・児童虐待について	倉吉児童相談所 相談課長 大下 幹男
	13:00～14:30	【講義】 ・保護を要する子どもの理解	鳥取こども学園希望館 館長 西井 啓二
	14:40～16:10	【講義】 ・子どもの権利擁護に関すること	安田法律事務所 弁護士 安田 寿朗

7月4日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

3 回 目	9:30～12:00	【講義】 ・虐待した親と付き合いということ (児童養護施設と児童相談所の対応について) ・関係機関との連携	米子児童相談所 相談課長 山澤重美
	13:00～14:50	【講義・演習】 ・面接の技法	福祉相談センター 一時保護課長 川口 栄
	15:00～16:10	【講義】 ・児童福祉司に必要な法知識	菜の花総合法律事務所 弁護士 駒井 重忠

9月19日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

4 回 目	9:30～10:40	【講義】 ・施設における日常的ケア、専門ケアに関すること	鳥取こども学園乳児部 院長 田中 佳代子
	10:50～12:00	【講義】 ・家族支援やソーシャルワークに関すること	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進
	13:00～16:00	【講義】 ・子どもの発達と発達途上の問題に関すること ・障害児の支援について	福山市立大学 講師 田丸 尚美

⑦ 市町村要保護児童対策地域協議会職員及び児童福祉施設職員研修

市町村児童家庭相談担当職員及び児童福祉施設職員のスキルアップを目的として研修を行っています。

(内容及び回数は上記「児童福祉司任用資格認定研修」と同じ)(実施回数4回、参加者27人)

⑧ 児童養護施設等基幹的職員研修(全県)

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保し、施設職員の専門性の向上を図り自立支援計画の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための認定研修を行いました。(参加者15名 認定者14名)

■児童養護施設等基幹的職員研修

(1回目～3回目は「児童福祉司任用資格認定研修(2回目～4回目)」と同じ)

9月19日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

4 回 目	9:30~10:40	【講義】 ・アセスメントに関すること	鳥取こども学園希望館 副館長 山下 学
	10:50~12:00	【講義】 ・ケースカンファレンス、チームアプローチについて	鳥取こども学園希望館 館長 西井 啓二
	13:00~16:00	【講義】 ・職員への指導(スーパービジョン)やメンタルヘルスに関すること	元梅花女子大学現代人間学部 准教授 植田 寿之

(2) 児童相談所職員研修(福祉相談センター)

① 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に児童相談所の業務や児童相談所運営指針を主に研修を行いました。

1 日 時 平成24年4月18日

平成24年4月20日

2 内 容 児童相談所運営指針等を理解する

1回目 4月18日(水)

時 間	内 容	講 師
10:00~12:00	児童相談所の概要 組織と職員1章~2章 児童相談所運営指針の改訂について	米子児童相談所 山下 所長
13:00~14:00	相談受付から援助まで 3章	中央児童相談所 田中課長
14:05~15:05	里親制度・施設入所の流れについて 4章	倉吉児童相談所 大下課長
15:10~16:10	一時保護について 5章	倉吉児童相談所 山花課長
16:15~17:15	心理診断について	中央児童相談所 木下課長

2回目 4月20日(金)

10:00~11:05	行動診断について	中央児童相談所 岸本児童指導主任
11:10~12:00	負担金事務について	中央児童相談所
13:00~14:00	児童相談所運営指針 7~8章	倉吉児童相談所 星見所長
14:05~15:05	児童相談所業務において必要な法知識	菜の花総合法律事務所 駒井弁護士
15:10~16:10	社会診断について	米子児童相談所 山澤課長
16:15~17:15	児童相談所職員に期待すること	元福祉相談センター所長

② コモンセンス・ペアレンティング研修※(以下「CSP」研修)の開催

暴力・暴言に頼らないしつけの方法を伝える養育プログラム「CSP」について、児童相談所職員及び児童養護施設の職員に対し、平成19年度から研修を実施しています。今年度も引き続き、所内職員、児童養護施設職員に対して実施しました。(実施回数2回 参加者10名)

※CSP…コモンセンス・ペアレンティングプログラム「被虐待児の保護者支援」のトレーニングのプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すもの。

6 その他の事業

(1) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業(福祉相談センター)

〔目的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・(1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実績〕

	回数	実人員	延人員
①親子通所指導	13	5	23
②CSP(子育てプログラム講習)	22	10	66
③CSPフォローアップグループ	12	13	53

(2) 子育てに不安のある母親への心理治療事業<通称ぴえたす>(倉吉児童相談所)

※子どもの虐待防止ネットワーク鳥取(CAPTA)と協働事業

〔目的〕・・・子育てに不安のある母親がお互いに悩みを話し合い、支え合う場の提供と併せてグループカウンセリングにより、子育て不安への対処法や母親自身の気づきを促し、子育ての不安や悩みを軽減し、児童虐待を防止することを目的としています。

〔対象者〕・・・小学生までの子どもを持ち、虐待をしている、あるいは子育て不安があり虐待するおそれがある母親で、カウンセリングによる改善が必要と認められ、当該事業による援助効果が期待できる保護者

〔実績〕

◎ グループカウンセリング：毎月1回15：30～17：00実施

回数	実人員	延人員
8回	3名	13名

◎ ミニ講座

日時	平成25年1月22日(木)
内容	感情が動く活動を通して、癒しと気づき、学びを体験するワーク
講師	カウンセラー 吉野朱美氏
参加人員	4名

◎ 保育：同伴した子どもを保育し、参加者の利便を図ると同時に、子どもの行動観察を行い、保護者へ状況提供と助言を行いました。

回数	実人員(子ども)	延べ人員(子ども)
6回	4名	9名

### (3) 虐待を受けた子どもへの支援事業〈通称ボンジュール〉(倉吉児童相談所)

〔目的〕・・・虐待あるいは不適切な養育を受けたことにより、社会不適応を起こしている子どもに対して、子ども自身が暴力に頼らない問題解決方法を学び、子どもを支援する側も暴力を用いない方法を学ぶことで、子どもが安心し、家庭や学校、施設で適応して生活できることを目的としています。

〔対象者〕・・・継続指導、児童福祉司指導、施設入所中の子どもとその支援者・保護者

〔実績〕

- ◎ 子ども支援：児童養護施設に入所中の低学年の子どもを対象に、セカンドステップ（円滑な人間関係や、社会への適応力を体験的に学び、身につけていく教育的プログラム）を実施しました。

実施回数	参加児童数	延べ参加児童数
12回	6名	64名

- ◎ 子ども支援：セカンドステップに参加した子ども同士で共に活動しながら、自然との触れ合いを通して、楽しい体験や助け合うことの大切さを学ぶ活動を実施しました。

日 時	8月8日（水）午前10時30分～午後1時40分
場 所	関金清流遊 YOU 村（倉吉市関金町小泉 639）
内 容	小集団での野外活動（魚のつかみ取り、野外炊飯）
参加児童数	6名

- ◎ 支援者・保護者支援：コモンセンス・ペアレンティング（子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム）を実施しました。

	対象者	参加人数	備 考
1回目	支援者	5名	母子生活支援施設・児童養護施設・児相職員
2回目	支援者	2名	児相職員
※保護者については対象となる動機付けのある者がいなかったため実施していない。			

## 7 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には「養育里親」「親族里親」「養子縁組里親」「専門里親」の4種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」が実施されており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、都道府県の委託を受け、養育者の住居を利用して子どもの養育を行うものです。家庭的な環境の下で、養育者の家庭を構成する一員として交流を行い、子どもの自主性を尊重し自立を支援することを目的としています。



里親登録状況

区分	H23年度末登録数 (H24.3.31現在) a	年度内		H24年度末登録数 (H25.3.31現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	52	8	1	59
専門里親	11	2	0	13
親族里親	2	1	0	3
養子縁組里親	6	3	0	9

小規模住居型児童養育事業実施状況

	事業所数	定員	年度末在籍人員
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	2	12	12

児童の委託状況

区分	委託児童数 前年度末	新規・措置変更			措置解除・措置変更								委託児童数 年度末	
		児童福祉施設 から受託	家庭からの 受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設 に入所	他の里親に 委託		その他
里親委託児童数	27	7	18		6					2		1		43
内 訳	養育里親	19	6	14		6								33
	専門里親	4		2						1		1		4
	親族里親	3		2						1				4
	養子縁組里親	1	1											2
ファミリーホーム委託児童数	5	2	6		1									12

委託児童年齢

区分	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
里親委託児童数	2	9	22	8	4	45	
内 訳	養育里親	2	5	17	6	3	33
	専門里親	0	1	3	1	0	5
	親族里親	0	0	2	1	1	4
	養子縁組里親	0	3	0	0	0	3
ファミリーホーム 委託児童数	0	4	1	4	3	12	

# VI 統計資料

## 1 経路別相談受付件数

相談区分		都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター			警察等		家庭裁判所		保健所及び医療機関		学校等			児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲				
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校等	教育委員会	里親	措置変更							期間延長	巡回相談	電話相談		
																																中央	倉吉
養護	児童虐待	中央	1					3	2	7		1	1	2		2		6					7	2	2		36						
		倉吉					1						1			1		2					4				9						
		米子	4	2													3		10				19	9			59						
		計	5	2	0	0	12	1	0	3	2	7	0	1	2	2	0	6	0	18	0	0	0	30	11	2	0	104	0	0	0	0	
	その他	中央				5	4		1	12	1	15		2	18		5		20	1	1	2	51	32	2	11	183	8	5		15		
		倉吉	4			2	17			19	1	17		7			2		12				34	19	6	1	141	6	4		45		
		米子	12			3	3			3	1	20		4			5		10				81	45	7	1	195	12	10		6		
計	16	0	0	10	24	0	1	34	3	52	0	2	29	0	0	12	0	42	1	1	2	166	96	15	13	519	26	19	0	66			
保健	中央																										0						
	倉吉																										0						
	米子							1																			1						
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
障がい	肢体不自由	中央						6																			6		6				
		倉吉							2																		2						
		米子							2														1				3		1				
		計	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	11	0	0	7	0	
	視聴覚障がい	中央																										0					
		倉吉							1																			1					
		米子																										0					
		計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	言語発達障がい	中央						11	1														6					18		10			
		倉吉						2	7														2					11		9	2		
		米子																									0						
		計	0	0	0	0	0	0	13	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	29	0	0	19	2	
	重症心身障がい	中央																					2					2					
		倉吉																						3				3					
		米子																						14				14					
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	19	0	0	0	0	
知的障がい	中央	1	47			1	1	10	1	8					1							158		2		230	2	12					
	倉吉		21			2																58				81			1				
	米子	1			56	2		5														229			2	295		1	4	2			
	計	2	68	0	56	5	0	15	1	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	445	0	2	2	606	2	1	16	3			
自閉症	中央																										0						
	倉吉																										0						
	米子																1									1							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			

相談区分		都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関		児童家庭支援センター		警察等		家庭裁判所		保健所及び医療機関		学校等		児童委員(通告の仲介を含む)		家族・親戚		近隣・知人		児童本人		その他		合計		再掲		
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	等	教育委員会	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談						
非 行	く犯行為	中央				1										2					8	1	1				14			3				
		倉吉										1				2					3						9			2				
		米子										1				2					19			1			26	3		1				
		計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	2	0	0	0	0	6	0	0	30	1	1	1	49	3	0	0	6			
	触法行為	中央										12	1														13	1						
		倉吉																									0							
		米子											2														2							
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0	0			
育 成	性格行動	中央					1		1	1		1			2	8	1			45			2	62	1			26						
		倉吉								1		1			1					18	2	2		25				9						
		米子														2				38			1	41				12						
		計	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	3	0	10	1	0	0	101	2	2	3	128	1	0	0	47		
	不登校	中央									1										4		1		6				3					
		倉吉																			3				3									
		米子									1										6				7	1			4					
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	1	0	16	0	1	0	7				
	適性	中央		2																	9				11									
		倉吉									1										6				7				1					
		米子				8				5											21			2	36			8	3					
		計	0	2	0	8	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	2	54	0	0	8	4				
	育児・しつけ	中央																			7				7				1					
		倉吉						27	25												12	3			67		52		5					
		米子																							0									
		計	0	0	0	0	0	0	27	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3	0	0	74	0	0	52	6				
その他	中央								1			3	2			4				46	7	19	17	99				80						
	倉吉	1			1	1														19	1	2	4	29				15						
	米子	2							1							1				58	3	5	2	72				60						
	計	3	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0	0	0	5	0	0	0	123	11	26	23	200	0	0	0	155			
中央	2	49	0	6	5	1	13	33	5	33	0	3	35	5	1	9	0	40	2	1	2	343	42	27	30	687	12	5	28	128				
倉吉	5	21	0	3	20	1	29	54	1	22	0	0	10	0	0	4	0	16	0	0	0	162	25	10	5	388	6	4	61	80				
米子	19	2	0	67	17	0	0	17	1	24	0	0	5	2	0	8	0	26	0	0	0	486	57	12	9	752	15	12	13	88				
計	26	72	0	76	42	2	42	104	7	79	0	3	50	7	1	21	0	82	2	1	2	991	124	49	44	1,827	33	21	102	296				

## 2 相談処理件数

相談区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	家庭裁判所送致27条の3	通所							
養護	児童虐待	中央	8	3		10					11			2			1	35	
		倉吉	1	4		1					2			1				9	
		米子	7	31		2		1			11			7				59	
		計	16	38	0	13	0	1	0	0	24	0	0	0	10	0	0	1	103
	その他	中央	99	20	13	6		1			19			11			5	174	
		倉吉	101	9	9	2					8						7	136	
		米子	101	41	1	3		4			24	1		10			10	195	
		計	301	70	23	11	0	5	0	0	51	0	1	0	21	0	0	22	505
保健	中央																0		
	倉吉																0		
	米子	1															1		
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
障がい	肢体不自由	中央	6															6	
		倉吉	2															2	
		米子	1														1	2	
		計	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	
	視聴覚障がい	中央																	0
		倉吉	1																1
		米子																	0
		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	言語発達障がい	中央	18																18
		倉吉	11																11
		米子	0																0
		計	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	重症心身障がい	中央																2	2
		倉吉																3	3
		米子															14	14	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19
	知的障がい	中央	223									2						2	227
		倉吉	70														12	82	
		米子	271														17	2	290
		計	564	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	31	2	599
自閉症	中央																	0	
	倉吉																	0	
	米子		1															1	
	計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

相談区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 1指導委託	福祉事務所送致又は 通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致 27条の1の4	障がい児施設等への 利用契約	その他	合計		
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	家庭裁判所送致 27条の3	通所								
非 行	く犯行為	中央	9														1	10		
		倉吉	4	2	2					1									9	
		米子	2	16		1					4					3			26	
		計	15	18	2	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	3	0	1	45	
	触法行為	中央	2			4				1	4		1						12	
		倉吉																	0	
		米子									2								2	
計	2	0	0	4	0	0	0	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	14		
育 成	性格行動	中央	45	9	2							3		1				2	62	
		倉吉	18	6						1									25	
		米子	24	13	1						3								41	
		計	87	28	3	0	0	0	0	0	4	0	3	0	1	0	0	2	128	
	不登校	中央	3										3						1	7
		倉吉	3																	3
		米子	5	1														1	7	
		計	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	17	
	適性	中央	11																	11
		倉吉	8																	8
		米子	35															1	36	
		計	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	55	
	しつけ	中央	7																	7
		倉吉	62	5																67
		米子																		0
		計	69	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
その他	中央	78		2														12	92	
	倉吉	24																6	30	
	米子	69	3															0	72	
	計	171	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	194		
中央	509	32	17	20	0	1	0	1	36	0	7	0	14	0	4	22	663			
倉吉	305	26	11	3	0	0	0	0	12	0	0	0	1	0	15	13	386			
米子	516	106	2	6	0	5	0	0	44	0	1	0	17	3	32	14	746			
計	1,330	164	30	29	0	6	0	1	92	0	8	0	32	3	51	49	1,795			

### 3 年齢区分別・相談受付件数

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計	
養護	児童虐待	中央		1	2	2	1		2	2	7	5	2		3	3	3	1	1	1		36	
		倉吉									2	2		1	1	1	1			1		9	
		米子	7	5	1	5	3	1	2	3	3	1	4	4	4	4	6	2	3	1			59
		計	7	6	3	7	4	1	4	5	12	8	6	5	8	8	10	3	4	3	0		104
	その他	中央	13	13	11	15	12	10	11	11	10	12	13	9	8	8	8	6	6	7			183
		倉吉	5	13	7	10	8	11	9	9	5	13	7	7	5	3	6	7	7	8	1		141
		米子	17	14	13	16	11	8	15	13	11	13	7	3	12	8	4	5	8	14	3		195
		計	35	40	31	41	31	29	35	33	26	38	27	19	25	19	18	18	21	29	4		519
保健	中央																					0	
	倉吉																					0	
	米子						1															1	
	計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
障がい	肢体不自由	中央				2	1	3														6	
		倉吉					1	1														2	
		米子					1	1									1					3	
		計	0	0	0	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
	視聴覚障がい	中央																					0
		倉吉				1																	1
		米子																					0
		計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	言語発達障がい	中央	1		1	4	5	6	1														18
		倉吉			10			1															11
		米子																					0
		計	1	0	11	4	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	重症心身障がい	中央	1			1																	2
		倉吉								1						1	1						3
		米子			1	1	0	2	1				1	1		2	1	2	1	1			14
		計	1	0	1	2	0	2	1	1	0	0	1	1	0	3	2	2	1	1	0		19
	知的障がい	中央	1		11	15	9	16	5	19	10	16	7	13	22	14	17	12	19	14	10		230
		倉吉	1			1	1	2	4	5	5	10	4	2	3	5	8	8	10	10	2		81
		米子			11	8	7	24	15	22	17	8	8	10	18	19	24	26	25	39	14		295
		計	2	0	22	24	17	42	24	46	32	34	19	25	43	38	49	46	54	63	26		606
自閉症	中央																					0	
	倉吉																					0	
	米子															1						1	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	合 計	
非 行	△ 犯行為	中央										1		2	3	3	1	3	1		14	
		倉吉										1	1	1		1	2	2	1			9
		米子													3	4	10	8	1			26
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	5	8	15	11	5	1	0	49
	触 法行為	中央											1	2	2	6	1	1				13
		倉吉																				0
		米子													1	1						2
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	7	2	1	0	0	0	15
育 成	性 格行動	中央			2	1		1	6	7	2	6	10	4	4	5	4	2	3	5		62
		倉吉								1	6	1	1	3	1	2	1	2	3	4		25
		米子				1	1		3	2	3	2		3	6	8	6	2	1	3		41
		計	0	0	2	2	1	1	9	10	11	9	11	10	11	15	11	6	7	12	0	128
	不 登校	中央														3	1	1		1		6
		倉吉											1			1			1			3
		米子													1	3	1	1		1		7
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	2	2	1	2	0	16
	適 性	中央						4	1	2		2	2									11
		倉吉								1	4	1				1						7
		米子				2	3	8	4	1		1	3	5	1	5	2		1			36
		計	0	0	0	2	3	12	5	4	4	4	5	5	1	6	2	0	1	0	0	54
	育 児・ しつけ	中央		1				6														7
		倉吉		1	53		3	1	3	2		1	1	1		1						67
		米子																				0
		計	0	2	53	0	3	7	3	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	74
そ の 他	中央	2	2	2	3	2	2	2	5	2	0	5	6	4	9	6	8	10	6	23	99	
	倉吉	2					1		2	1		2	4	1	1	1				14	29	
	米子	2	2		4		1	2	4	4		3	7	6		12	4	7	7	7	72	
	計	6	4	2	7	2	4	4	11	7	0	10	17	11	10	19	12	17	13	44	200	
中 央		18	17	29	43	30	48	28	46	31	41	41	34	45	51	43	32	42	35	33	687	
倉 吉		8	14	70	12	13	17	16	21	23	29	17	19	11	17	20	19	22	23	17	388	
米 子		26	21	26	37	26	46	42	45	38	25	26	33	51	54	69	50	47	66	24	752	
計		52	52	125	92	69	111	86	112	92	95	84	86	107	122	132	101	111	124	74	1827	

#### 4 児童虐待相談状況(処理件数)

##### (1) 虐待件数推移

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
中央	46	68	27	19	12	29	23	15	22	35
倉吉	12	17	15	13	10	18	11	9	13	9
米子	24	51	57	43	25	39	34	25	28	59
計	82	136	99	75	47	86	68	49	63	103
全国	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807

##### (2) 虐待経路別相談件数

区分	総数	都道府県・指定都市・中核市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等	里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	
												虐待者本人			虐待者以外							
												父親	母親	その他	父親	母親	その他					
24年度	中央	35	1	3	9	1	1	2	2	5			1	5		1				2	2	
	倉吉	9		1			1		1	2				1				3				
	米子	59	6	12					3	10				10		2	3	4		9		
	県計	103	7	16	9	1	2	2	6	17	0	0	1	16	0	3	3	4	3	11	2	0
鳥取県(23年度)	63	4	6	4	1	1	2	7	12	0	0	0	17	0	1	2	2	0	2	2	0	
増減数	40	3	10	5	0	1	0	△1	5	0	0	1	△1	0	2	1	2	3	9	0	0	

##### (3) 虐待の内容別相談件数

区分	総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	
24年度	中央	35	23	3	4	5
	倉吉	9	3	1	0	5
	米子	59	17	29	1	12
	県計	103	43	33	5	22
鳥取県(23年度)	63	25	23	0	15	
増減数	40	18	10	5	7	



(4) 主たる虐待者

区分	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
24年度	中央	35	11	3	17	4
	倉吉	9	4		5	
	米子	59	11	5	41	2
	県計	103	26	8	63	2
鳥取県（23年度）		63	15	7	37	1
増減数		40	11	1	26	1

(5) 被虐待児童の年齢構成

区分	総数	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
24年度	中央	35	3	3	18	9
	倉吉	9	0	0	5	3
	米子	59	13	11	18	11
	県計	103	16	14	41	23
鳥取県（23年度）		63	12	6	31	9
増減数		40	4	8	10	14

(6) 虐待相談の処理種別内訳

区分	総数	施設入所	里親委託	面接指導	その他	
24年度	中央	35	11	2	11	11
	倉吉	9	2	1	5	1
	米子	59	11	7	38	3
	県計	103	24	10	54	15
鳥取県（23年度）		63	34	2	23	4
増減数		40	△ 10	8	31	11

5 調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況

		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	914	32	1		187	92	240	36	170	12		152	1	
	倉吉	550	40	2		75	13	90	31	88			319		
	米子	744	67			236	61	138	52	273			365		
	計	2,208	139	3	0	498	166	468	119	531	12	0	836	1	0
保護者	中央	2,835								215	2		122		
	倉吉	1,440								104			61		
	米子	2,208	18			1	3	5	9	229			184		
	計	6,483	18	0	0	1	3	5	9	548	2	0	367	0	0
その他	中央	6,298				2		3	2	115	4		3		
	倉吉	2,700								61			66		
	米子	3,550	1		5		1	9	10	126			200		
	計	12,548	1	0	5	2	1	12	12	302	4	0	269	0	0
計	中央	10,047	32	1	0	189	92	243	38	500	18	0	277	1	0
	倉吉	4,690	40	2	0	75	13	90	31	253	0	0	446	0	0
	米子	6,502	86	0	5	237	65	152	71	628	0	0	749	0	0
	計	21,239	158	3	5	501	170	485	140	1,381	18	0	1,472	1	0

## 6 一時保護状況

### (1) 一時保護児童数

	実 人 員						延 人 員					
	養護	障がい	非行	育成	その他	計	養護	障がい	非行	育成	その他	計
中央	73	0	20	32	0	125	601	0	109	141	0	851
倉吉	46	0	6	4	0	56	229	0	28	18	0	275
米子	57	0	15	10	0	82	353	0	86	75	0	514
計	176	0	41	46	0	263	1,183	0	223	234	0	1,640

### (2) 一時保護委託児童数

	実 人 員					延 人 員				
	警察	施設	里親	その他	計	警察	施設	里親	その他	計
中央	0	128	17	2	147	0	2,067	141	4	2,212
倉吉	0	11	0	4	15	0	81	0	223	304
米子	0	49	7	6	62	0	811	236	70	1,117
計	0	188	24	12	224	0	2,959	377	297	3,633

7 児童福祉施設等入退所状況

施設名		入所定員 (H24.4.1)	入所児童数 (H24.3.31)	入 所				退 所				
				中央	倉吉	米子	計	中央	倉吉	米子	計	
県 内 施 設	鳥取こども学園乳児部	15	19	7	1		8	2			2	
	米子聖園ベビーホーム	20	15			12	12		1	12	13	
	鳥取こども学園	51	46	4	1		5	6	1		7	
	青谷こども学園	30	25	6		1	7	4		2	6	
	因伯子供学園	45	32	8	2	2	12	3	9	4	16	
	光徳子供学園	30	26		2	4	6		4	3	7	
	米子聖園天使園	80	43		1	9	10		1	19	20	
	皆成学園	65	45	3	1	3	7	1	5	7	13	
	松の聖母学園	20	10	1		1	2	4		1	5	
	総合療育センター入所部	25	1		1		1		1		1	
	喜多原学園	36	8	3	1	6	10	1	2	8	11	
	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	160	57	2			2				0	
	総合療育センター（重症心身障がい児）	25	14			1	1			2	2	
	鳥取こども学園希望館	入所	30	25	3	1	1	5	2	1	1	4
		通所	15	18	7			7				0
ファミリーホーム	6	12			8	8			1	1		
里親委託		44	15	1	9	25	4	1	5	10		
県外施設		22	13	1	9	23	4		4	8		
計		653	462	72	13	66	151	31	26	69	126	

H24年4月1日付 法改正により、若草学園、あかしや、総合療育センター通園部、鳥取療育園、中部療育園及び独立行政法人国立病院鳥取医療センター等 重症心身障害者（成人入所者）の給付主体は市町村へ移行

## Ⅶ その他資料

### 1 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名称	電話	所在地
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	〒680-0061 鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	〒683-0841 米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	〒680-0061 鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	〒689-0511 鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	〒682-0854 倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	〒689-3203 西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園 <sup>みその</sup> 天使園	0859-29-4364	〒683-0841 米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児 入所施設	松の聖母学園	0857-59-0361	〒689-0206 鳥取市白兎字小円道 69
	皆成 <sup>かいせい</sup> 学園	0858-22-7188	〒682-0854 倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援 センター	若草学園	0857-28-1233	〒680-0947 鳥取市湖山町西 1-516
	あかしや	0859-29-2585	〒683-0851 米子市夜見町 330-3
医療型児童発達 支援センター	総合療育センター	0859-38-2155	〒683-0004 米子市上福原 7-13-3
	鳥取療育園	0857-29-8889	〒680-0901 鳥取市江津 318-1
	中部療育園	0858-22-7191	〒682-0805 倉吉市南昭和町 15
情緒障がい児 短期治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	〒680-0061 鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	〒689-3512 米子市泉 706
医療型障がい児 入所施設	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	〒689-0203 鳥取市三津 876
	総合療育センター	0859-38-2155	〒683-0004 米子市上福原 7-13-3
児童自立援助 ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	〒680-0022 鳥取市西町 2-103
	倉吉スマイル	0858-45-1565	〒682-0412 倉吉市関金町山口 652
	ピアホーム	0859-31-5339	〒689-0052 米子市博労町 1-182-11

## 2 障がい児(者)のための各種制度案内

平成18年10月より、障がい児施設(知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障がい児施設等)は、措置から契約方式に変わりました。

ここに紹介するのは制度概要です。制度によっては所得等による支給制限や一部負担などがあります。制度の詳細及び手続きについては、各相談窓口でおたずねください。

### (1) 手帳

#### ①身体障害者手帳

申請に基づいて、手帳の交付を受けることにより、身体障がい児(者)が一貫した指導・相談を受けることができるとともに、各種の援護措置の利用が可能になります。(各種の援護を受けるためには、原則として手帳の所持が必要です。)

障がい程度・・・等級 1～6級

種類・・・視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい)、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

#### ②療育手帳

知的障がい児(者)が一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、手帳が交付されます。

障がい程度・・・A(最重度・重度) B(中度・軽度)

ただし、中度であっても身体障害者手帳1～3級所持者はAとなります。

### (2) 手当・年金

#### ①特別児童扶養手当

概ね、身体障害者手帳3級以上又は身体や知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に対して、手当が支給されます。(月額 1級 50,400円 2級 33,570円)

#### ②障害児福祉手当

20歳未満であり、政令で定める程度の重度の状態にあるため、日常生活における常時の介護を必要とする在宅の方に手当が支給されます。(月額 14,280円)

#### ③心身障害者扶養共済

心身障がい児(者)を扶養している方が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり、重度障がい者になった場合に、残された本人に終身給付金が支給されます。

### (3) 医療

#### ①自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童又は現存する疾患があり、これを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童に対し、確実な治療効果が期待できる場合に、その必要な医療を給付します。(例：口唇口蓋裂手術、人工透析等)

#### ②特別医療費助成

心身に重度の障がいのある方が医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。

### (4)「自閉症・発達障がいのある方」の相談窓口

鳥取県では、平成16年4月から知的障がい児施設皆成学園内に自閉症等発達障がいに係る支援等を専門的に行う、鳥取県自閉症・発達障がい支援センター『エール』を開設しています。自閉症・発達障がいに関する療育・就労等の支援や相談を行うとともに、関係機関等に対する支援技術等の普及啓発及び研修などを行っています。 電話 0858-22-7208 FAX0858-22-7209

(5) 身体障がい児(者)の主な援護制度一覧

制 度	相談窓口	備 考
身体障害者手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課	P 4 2 参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	//
障害児福祉手当	//	//
特別障害者手当	//	重度の障がいのため日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給される。
育成医療給付制度	保健所（県福祉保健局内）	障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受ける場合
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持している方及び 3 級又は 4 級の身体障害者手帳を所持し、知能指数が概ね 50 以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	身体障害者手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	身体障害者手帳提示
NHK 放送受信料の減免	NHK 各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	身体障害者手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
郵便料の減免	郵便局	
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	身体障害者手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	//
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	//	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
事業税の非課税	県税事務所	重度の視覚障がい者があんま、はり等の事業を行う場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある者等が自動車を所有（取得）する場合
補装具の交付及び修理	市福祉事務所、町村福祉担当課	身体障害者手帳を所持する方が対象
日常生活用具の給付及び貸与	//	在宅の重度障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	//	支援費制度の対象。左記のサービスを受けるためには、支援費の支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	//	
ショートステイ（短期入所）	//	
障害者住宅改良助成事業	//	1・2 級の身体障害者手帳を所持する方の属する世帯が対象

(6) 知的障がい児(者)の主な援護制度一覧

制 度	相談窓口	備 考
療育手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課、	P42参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	//
障害児福祉手当	//	//
特別障害者手当	//	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給されます。
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	重度の知的障がい者として判定を受けられた方、3級又は4級の身体障害者手帳を所持し、かつ知能指数が概ね50以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	療育手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	療育手帳提示
NHK 放送受信料の減免	NHK各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	療育手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	療育手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	//
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	//	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある障がい者又はその方と生計を一にする方が自動車を所有（取得）する場合
日常生活用具の給付及び貸与	市福祉事務所、町村福祉担当課	重度障がいのある在宅の方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	//	支援費制度の対象。左記のサービスを受けるためには、支援費の支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	//	
ショートステイ（短期入所）	//	
障害者住宅改良助成事業	//	療育手帳 A を所持される方の属する世帯が対象



## 児童相談所ご利用のご案内

18歳未満の児童に関することは、どなたからでも専門のスタッフが相談をお受けします。

- 相談方法 来所、電話、メール、手紙など様々な方法でお受けしています。  
(詳しくお話を伺う必要がある場合、継続した相談を希望する場合は、来所相談や電話相談をお願いします。)
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分(年末・年始、祝祭日を除く)  
ただし、児童虐待等緊急を要する相談は土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

### 【連絡先】

福祉相談センター (中央児童相談所)	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 TEL 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025 メール fukushisodan@pref.tottori.jp
倉吉児童相談所	〒682-0881 倉吉市宮川町 2-36 TEL 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 メール kurayoshijidosodan@pref.tottori.jp
米子児童相談所	〒683-0052 米子市博労町 4-50 TEL 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 メール yonagojidosodan@pref.tottori.jp

## こども電話相談のご案内

児童相談員が子どもさんの悩みや子どもさんに関する相談を、専門ダイヤルにてお受けしています。  
お気軽に御利用ください。

- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時00分(年末・年始、祝祭日を除く)

福祉相談センター (中央児童相談所)	TEL 0857-29-5460
倉吉児童相談所	TEL 0858-22-4152
米子児童相談所	TEL 0859-33-2020

## 児童相談所業務概要

平成25年8月

編集・発行 鳥取県福祉相談センター  
(鳥取県中央児童相談所)  
鳥取県倉吉児童相談所  
鳥取県米子児童相談所





2013